

## むつ市議会第206回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成22年12月13日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）27番 半田 義秋 議員

（2）9番 澤藤 一雄 議員

（3）3番 新谷 泰造 議員

（4）25番 中村 正志 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（30人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
3番	新谷	泰造	4番	工藤	孝夫
5番	横垣	成年	6番	菊池	憲太郎
7番	菊池	広志	8番	新谷	功弘
9番	澤藤	一雄	10番	石田	勝弘
11番	馬場	重利	12番	岡崎	健吾
13番	山本	留義	14番	千賀	武由
15番	白井	二郎	16番	富岡	修徳
17番	大瀧	次男	18番	目時	睦男
19番	野呂	泰喜	20番	川端	一義
21番	高田	正俊	22番	山崎	隆一
23番	浅利	竹二郎	24番	村川	壽司
25番	中村	正志	26番	佐々木	隆徳
27番	半田	義秋	28番	富岡	幸夫
29番	斉藤	孝昭	30番	村中	徹也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	遠島	進	公営企業 管業者	遠藤	雪夫
代査委員	小川	照久	選挙管理 委員長	畑中	政勝
農委 員 業 長	立花	順一	総務政 策長	阿部	昇
総政理防 策 整 監	岩崎	金蔵	会管総政 理出納 室長	澤畑	正敏
財務部長	下山	益雄	民生部長	齋藤	秀人
保健福祉 部長	鴨澤	信幸	経済部長	櫛引	恒久
建設部長	山本	伸一	選挙管理 委員会 事務局長	成田	晴光

監事	委員	局長	石田武男	農業	局長	吉田薰
查務	局長	部長	佐藤節雄	員局	官長	一
川内	庁舎	舎長	布施恒夫	公企	庁舎	通
協所	野所	沢長	片山元	大所	総政推	伊藤道郎
総政副	策理	務部長	花山俊春	財政推	務進	奥川清次郎
財副	務理	課長	石野了	民政推	生進	奥島慎一
保福副	社理	社長	岩崎若男	経政推	済進	中嶋達朗
経副農	濟理	部産長	室館利光	建政推	設進	清藤巡一
建副都	設理	部事長	鏡谷晃	教委事	員務校	加藤次男
総政総	策務	課幹	野藤賀範	総政企	策調	高橋聖
総政防	策災	課長	工藤初男	財財總	務政主	木村善弘
財管	務財	課長	吉田正	民市又	生一	猪口和則
経農水	濟産	課幹	畑中誠	経農水	濟産	白尾芳春
経農水	濟産	課幹	二本柳茂	経農水	濟産	櫛引道彦
経商	濟工	課長	柳谷孝志	大産課	畑業	阿部等

育  
会  
局  
涯  
課  
幹  
員  
務  
習  
策  
務  
主  
任  
主  
查  
教  
委  
事  
生  
学  
主  
總  
政  
總  
主  
任

三 上 修 一  
澁 田 剛

務  
部  
画  
課  
查  
策  
整  
主  
任  
主  
總  
政  
企  
調  
主  
任

青 山 論

事務局職員出席者

事  
務  
局  
長  
總  
括  
主  
幹  
主  
任  
主  
查

須 藤 徹 哉  
濱 田 賢 一  
石 田 隆 司

次 長  
總  
括  
主  
幹  
主  
事

澤 谷 松 夫  
金 澤 寿 々 子  
井 戸 向 秀 明

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、半田義秋議員、澤藤一雄議員、新谷泰造議員、中村正志議員の一般質問を行います。

## ◎半田義秋議員

○議長（村中徹也） まず、半田義秋議員の登壇を求めます。27番半田義秋議員。

（27番 半田義秋議員登壇）

○27番（半田義秋） おはようございます。むつ市議会自民クラブ所属の半田義秋でございます。第206回定例会に臨み一般質問させていただきます。

今月の4日、臨時国会が閉会しました。菅内閣が提出した法案が国会を通ったのは3割台と史上最低の率でありました。何とヤクルトスワローズの青木選手の打率を下回ったのです。そのうえ、

尖閣諸島漁船衝突事件から端を発する一連の領土問題の政府の対応は、漁船の船長の釈放、尖閣ビデオのネット流出、その後のロシア大統領の我が国固有の領土である北方四島への無断訪問と続き、北朝鮮の韓国砲撃事件への対応のまずさなど、菅内閣の外交対応の悪さが浮き彫りとなりました。

一方で、昨年8月の政権交代とともに民主党の命題となりつつあるマニフェストの実行は、思うように進まず、民主党政権の唯一の成功策と思われた事業仕分けにも陰りが見えてまいりました。このような状況で、来年1月からの通常国会を乗り切れるのか、来年度の予算をつくれるのか心配になってまいります。国民にも、我がむつ市にも直結する問題でありますので、人ごとではありません。これに対し、今のところ我々にはただ成り行きを見守るだけしか手段がないとは甚だ残念でなりません。早く解散して、国民に信を問うべきだと思いますが、皆さんはどうお思いでしょうか。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問事項の1項めのホタテガイ大量へい死の問題についてであります。夏の猛暑続きにより、陸奥湾の養殖ホタテが大量にへい死するという問題が発生しました。むつ市の全漁獲高の3割を占め、水揚げ高約10億円と言われるホタテ養殖業であり、これはゆゆしき問題であります。そこで、むつ市内の4漁協の被害の実態はどうなっているのかお知らせください。

2番目として、県では被害状況を調べ、早々に対策本部を立ち上げました。その主なる内容は、高水温に対応した養殖方法を研究する専門委員会を設置するために1億6,000万円、むつ湾漁業振興会に基金として1億円、借入金の利息補てん、母貝確保のために入札価格にキロ100円の上乗せ、アカガイやホヤの養殖を組み合わせた被害軽減策

などの対策を打ち出しましたが、それを受けての市の対応をお伺いします。

3番目として、今回のへい死には成員より稚貝、新貝が大量にへい死しました。そのため、来春以降の半成員や成員の出荷が確実に減ると思われますが、その対策はどうなっているのかお伺いします。

2項目め、小中一貫教育についてご質問します。義務教育9年間を連続した期間としてとらえ、子供の脳の発達に合わせ、低学年、中学年、高学年の3つのくくりで教育していくという小中一貫教育、中1ギャップの解消にもなると言われております。戦後60年以上行われている小学校6年、中学校3年という学校制度は、今の時代には合わないのは私にも理解できます。小中一貫教育が全国的な広まりを見せるのは当然のことでしょう。

そこで、我が市では平成23年度の完全実施に向け、平成21年度から試行的な取り組みを検討、実施してきたはずですが、この2年間において小中一貫教育のメリット、デメリットがわかってきたと思いますので、それをお伺いします。

2点目として、平成23年度から川内ブロックは小学校と中学校が同じ敷地内にあるいわゆる校舎併設型ですが、その他のブロックは小学校と中学校の校舎が離れた校舎分離型でありますので、乗り入れ授業や学期制など、校舎分離型における小中一貫教育のあり方についてお伺いします。

3点目として、今までお互い独立してきた学校が一貫校になるわけありますので、当然いろいろな諸問題が発生するはずですが、例えば入学式、卒業式など各種行事、部活動、PTA活動などはどのような形態になるのかお尋ねします。

3項目めの地域振興策について質問します。大店法の廃止以来、大都市以外の地域においては、

消費者の流出に起因する商店街の機能低下、いわゆるシャッター街が出現しました。それでもまだ市街地なら少しばかりの商店街の体をなしておりますが、これが65歳以上の住民が半数を超える限界集落では、高齢者の買い物難民が多数あらわれてまいります。むつ市の中にも7つの限界集落がございます。10年後には、限界集落化する見込みの準限界集落は、むつ市においても50集落にらんとしています。そろそろ高齢者の買い物の利便性の確保や地域コミュニティの維持の観点に立った施策を考える時期に来ていると思われませんが、市長の見解を求めます。

また、小さな市においては、大型店の出退店が住民生活に与える影響は極めて大きいと思われませんが、現行のまちづくり三法について市長はどのような考えをお持ちか伺います。

4項目めの行政改革実施計画について質問します。1点目の、今なぜ市民協働参画なのか、市民協働とはどういうことなのか、市長の真意をお聞かせください。

2点目の協働のまちづくり市民会議とは、どういう会議なのか。構成員や会議のあり方について伺います。答弁によっては、再質問をしたいと思います。

以上、壇上よりの質問といたします。理事者側におかれましては、時間の関係上、明瞭かつ簡潔にご答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 半田議員のご質問にお答えいたします。

まず、ホタテ大量へい死についてのご質問の第1点目、むつ市内の漁協の実態はどうかについてであります。議員ご承知のとおり、本年夏の猛暑により、陸奥湾ではホタテガイの生育に影響を及ぼすとされる23度を超える水温が54日間も

続いたことなどから、ホタテガイが大量へい死し、市内の各漁協においても被害を受けている状況にあります。

被害の実態について、各漁協からの聞き取りでは、稚貝の生残率は20%から80%、新貝は20%から50%と報告を受けております。

次に、県の対策を受けての市の対応を伺いたいについてであります。県ではむつ湾漁業振興会が母貝2,000トンを確保するために創設する基金に対し1億円の助成を行うほか、被災した漁業者の雇用対策として緊急雇用創出事業の実施、さらに災害資金の融資に対する利子補給並びに高水温に対応した養殖管理技術の開発や、他の魚種との複合養殖の可能性などを検討する専門家委員会の立ち上げなどの対策を講ずることとしております。

市では、8月下旬よりホタテガイを取り扱う関係漁協から状況の聞き取りを行ってまいりましたが、10月12日に担当者会議を開催し、各漁協における被害状況を把握するとともに、同日私自身も浜奥内地区の養殖施設を視察し、被害の深刻さを確認したところであります。

このような陸奥湾の状況とあわせて津軽海峡側の漁協においても海況の変化から水揚げの大幅な減少が見られたことから、10月28日、むつ市漁業高水温等被害対策本部を設置し、庁内各部署の連携のもと、被害対策の検討を進め、母貝確保対策としてむつ湾漁業振興会が創設する基金に対し500万円の助成を行うほか、被害を受けた漁業者の雇用対策として、県補助金を活用した約2,000万円の緊急雇用創出事業の実施を計画し、本定例会に補正予算案として提案し、御議決いただいたところであります。

また、漁業共済金の早期支払いの要請や共済掛金への助成、災害資金に対する利子補給並びに水揚げ金額が大きく減収となった漁業者に対する市

税の減免等についても適用要件の拡大に向け条例の見直しを進めており、さらに11月19日には経済部農林水産課内にむつ市漁業高水温等被害対策相談窓口を開設し、被災した漁業者などからの相談を受けているところであります。

次に、来年以降の対策はどうなっているのかについてであります。各漁協において新貝の生残率が50%以下という厳しい状況にあり、平成23年は大幅な減収となることが予想されることから、市では漁業共済金の早期支払いの要請や災害資金に対する利子補給並びに被災した漁業関係者の雇用対策としての緊急雇用創出事業の実施等の対策を検討しているほか、ホタテガイ漁業とナマコ漁業の複合漁業を推進するため、漁協と共同してナマコの資源調査や資源管理を進め、漁業経営の安定を図ってまいりたいと考えているところであります。

各漁協におけるホタテガイの生残率につきましては、担当部長から説明いたします。

次の小中一貫教育につきましては、教育委員会よりお答えいたします。

次に、地域振興策についてのご質問にお答えいたします。ご質問の第1点目、高齢者の買い物難民についてと、第2点目、大型店の出退店が住民生活に与える影響は極めて大きい、現行のまちづくり三法について市長の見解はどうかは、相互に関連性がありますので、あわせてお答えいたします。

全国各地で大型店が進出したり撤退したりする中で、地元小売店が経営を維持できず、廃業に追い込まれ、その結果高齢者など交通弱者は近くの小売店で買い物ができず、遠くのスーパーに行かなければならなくなるというような事例、いわゆる買い物難民が発生しているものと考えております。買い物難民の発生の原因については、少子高齢化による人口減少、核家族化の進行、長引く不

況の影響による地域経済の衰退化やネットショッピングに代表される消費行動の変化など、いろいろ考えられますが、ここむつ市においてもいわゆる買い物難民が発生している現状があるかどうかについて、市として調査はしておりませんが、議員ご指摘の事例もあるのではないかと推察されるところと考えております。

そういった事態、大型店の郊外出店による市街地の人口や販売額等の減少がとまらない実情を踏まえ、国の中心市街地活性化に対する考えも、それまでの商店街振興に偏りがちだった政策から、教育、医療、福祉などを含む公共公益施設の誘導や町なか居住の推進など、全般的な都市機能の市街地への集中、いわゆるコンパクトシティーの実現により、持続可能なまちづくりを図るといった方向に変わってきたこと等から、平成18年、まちづくり三法が改正されました。

議員ご承知のとおり、まちづくり三法とは中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法及び都市計画法の3法を指しておりますが、その中の都市計画法の改正では、大型店の立地調整を適正化し、郊外への都市機能の拡散を抑制する方向へ改正されました。これにより1万平方メートルを超える大型店は、原則商業地域、近隣商業地域、準工業地域にのみ立地が可能となり、非線引き白地地域には立地ができなくなりました。私は、郊外に大型店が立地され、車でなければ買い物にも行けない状況から、市街地に都市機能を集中させるとともに、町なか居住を推進するコンパクトシティーの考え方は基本的に間違っていないものと考えております。

とはいえ、議員ご承知のとおり、むつ市は県内最大の面積を有する市でありますことから、それだけでは問題は解決していかないのも事実であろうと考えますので、公共交通の問題など市全体の均衡ある発展に目配せをいたしながら、問題に対

処していきたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第4点目、行政改革実施計画についてのご質問についてお答えいたします。まず、今なぜ市民協働参画が必要なのかについてであります。2000年の地方分権一括法の施行に端を発する地方分権改革により、それまで中央集権的な機構に組み入れられ、ある意味国のルールに従い、住民の福祉を守ってきた自治体は自己決定、自己責任による行政運営を求められることとなりました。その後地方分権改革は地域主権改革という言葉に変わっておりますが、私はこれまでの一連の国の動向を受け身的にとらえることなく、地域に密着した自主性のある自治体として、将来に展望を持った行政運営を展開するために今何をなすべきか、市民本位のまちづくりをしていくための理念と体制の確立を図るチャンスとしてとらえております。

私は、これまでも「まちづくりの主役は市民」という理念のもと、おでかけ市長室や出前講座等広報広聴の充実を心がけてまいりました。地域に密着した市民本位のまちづくりを行うためには、まず行政を市民の身近なものと感じてもらうことが必要であります。そのために、広報広聴手段の一層の充実を図り、市民と情報や課題を共有し、市民のアイデアや意見を得ながら、それらを踏まえ、生かす行政運営を展開していくことが重要であると考えております。

また、厳しい財政状況や社会情勢の変化の中で複雑多様化する市民の需要に対し、行政だけでは解決できない地域課題がふえつつあります。そのようなことから、まちづくりや公共サービスの提供を行政だけが担うのではなく、市民と行政が手を携さえ、対等なパートナーとして役割を分担しながら地域の課題を解決し、地域の福祉増進につなげていくことが肝要であると考えております。



そのためには、まず自らが主体的にまちづくりを行っていくという市民の意識の醸成と主権者たる市民を常に念頭に置き、市民目線で仕事をしていくという職員の意識改革が必要であると考えます。そのうえで、市民と行政がお互いの役割を尊重し、問題解決に向けてともに考え、ともに汗を流す市民協働参画を推進することが市民が主体となってまちづくりを行っていくという本来の住民自治に根差した地域社会の実現のために極めて重要であり、かぎとなると認識しているところであります。

次に、ご質問の2点目、協働のまちづくり市民会議のあり方についてであります。仮称ではありますが、協働のまちづくり市民会議は、行政改革実施計画の中で自治基本条例や市民協働条例の制定要否の検討や予算への市民意見の反映と市民と密接なかかわりのある計画等について、市民と行政が一緒になって協働、検討する組織として位置づけ、設置することとしております。まさに市民の参画を得て検討の過程から市民協働を実践していくためのものであり、委員は公募によることを基本としてまいりたいと考えておりますが、市民会議の規模及び構成等については、今後庁内に検討組織を設置し、具体的に検討することとしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 半田議員のご質問にお答えいたします。

まず、小中一貫教育のメリット、デメリットについてのご質問にお答えいたします。むつ市では、平成19年12月に策定したむつ市教育プランに基づき、生きる力と夢はぐくむ学校教育の推進を教育理念に掲げ、小中一貫教育を通して、知、徳、体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒の育成に取り組んでおります。

小中一貫教育のねらいは、小学校から中学校へ進む段階で、学習や生活の戸惑い、不安などのいわゆる中1ギャップの解消を図り、充実した学習活動や人間関係づくりに努め、学力向上や生徒指導上の課題を解決することにあります。平成20年から平成22年の3カ年にわたり小・中学校9ブロックごとに乗り入れ授業、合同行事、生徒指導連携等に取り組み、平成23年度からの完全実施に向け準備を進めているところであります。

これまでの各ブロックの実践結果から考えられるメリットとしては、1、乗り入れ授業により小・中の教員が相互に連携協力し、子供にとってわかる授業が展開され、学力向上に役立っている。チームティーチングや習熟度別学習などのきめ細かな学習により子供の学習意欲が高まり学習内容の定着につながっている。2、運動会や奉仕体験活動などの合同行事で異学年交流や校種間連携が図られることにより子供たちの自尊感情が培われ、成就感や達成感を味わうことができる。3、年間を通して計画的に連携教育を推進することで、学習や生活などさまざまな活動に子供たちが意欲的になるとともに、教職員の児童・生徒理解も促進され、ともに育てるという意識があらわれてきたなどが挙げられます。

また、考えられるデメリットとしては、1、乗り入れ授業や合同行事などの計画立案、準備、話し合い等で時間が必要であり、ややもすると教職員が多忙化する。2、行事や活動、交流がマンネリ化するおそれもあり、常に工夫、改善が必要である。また、中学生と一緒にすることにより、小学校高学年がリーダーシップを発揮する機会が少なくなるのではないかと危惧される。3、9年間知的、体力的に発達の段階に差のある子供たちが一緒に生活することに無理があるのではないかと心配される。4、9年間生活環境や人間関係が

固定化し、友人関係などが一度崩れると修復が難しいのではないかと懸念されるなどが挙げられております。これらのデメリットと考えられるものについては、今後検討を加え、改善を図りながら、児童・生徒の成長、発達を阻害する要因となってきた小・中学校の指導方法、教育内容、組織体制の違いなど、校種間の壁を取り除き、小中一貫教育を通し、教育活動の充実を図っていきと考えております。

次に、2点目の校舎分離型の小中一貫教育についてお答えいたします。現在全国では1,750の自治体がありますが、568の自治体が小中一貫教育に取り組んでいる状況にあります。その中でも施設一体型の小中一貫教育を実施している学校数の正確な資料がありませんが、校舎分離型より圧倒的に少ない状況にあります。むつ市の小中一貫教育におきましても、議員ご承知のように、すべての学校が施設一体型の一貫教育を推進できる状況にはなく、中1校、小1校の校舎分離型もあれば、中1校、小3校の校舎分離型もあります。校舎分離型の小中一貫教育では、学校間の距離もあり、いつでも小学校と中学校が自由に交流し、乗り入れ授業、交流行事ができる状況にないのが実情ですが、教育委員会では小中一貫教育の充実のかぎは、小・中連携にかかわる質の高い教育課程の実施にあると考えております。このことから、校舎分離型であろうとも、学区を同じくする小学校と中学校が目指す児童・生徒像を目標に掲げ、共通の教育計画に基づき連携協力し、教育活動の充実を図っていくことが大切であると認識しております。

計画的、継続的に地域や学校の実情に応じて9年間のスパンの中で子供たちの成長、発達に即した教育活動を地域や保護者と連携し、ともに見守り、ともに育てるといった地域の特色ある小中一貫教育の推進に努力してまいりたいと考えております。

す。

次に、3点目の小中一貫教育における各種行事、部活動、PTA活動についてお答えいたします。小中一貫教育を推進するうえで学力向上、生徒指導上の課題解決、中1ギャップの解消を図るためには、各種行事、部活動、PTA活動は大切な役割を果たしていると考えております。市内の9ブロックでは、地域や学校の実情に応じた取り組みを3年間にわたり実施していただきました。合同行事では、合同運動会、体育祭、クリーン作戦などの奉仕体験活動、耐久遠足、釜臥山耐久登山遠足、ジャガイモ栽培活動や収穫祭など多彩な活動を地域の実情に応じて実施していただいております。一緒に汗を流し活動することで親近感も生まれ、子供たちの人間関係づくりにも大いに役立つという報告も受けております。

また、部活動については、小学校児童が中学校へ入学する前に部活動体験入部や交流などを夏休みの期間を利用して行い、中学校での部活動に対する不安を取り除いたり、興味、関心を抱かせる方を講じている学校もあると伺っております。

PTA活動では、現在小・中のPTA組織は違うものの、歓送迎会、交通安全指導、長期休業中の巡回パトロールを共同で実施し、子供たちの安心安全に協力しているなども報告されております。いずれにしても、小中一貫教育における乗り入れ授業や協同授業を通して学びの充実を図ることも大切ですが、行事、部活動、PTA活動なども小中一貫教育を推進するうえで大切な活動であると認識しております。

しかし、これらのことについては、校長の学校経営の範疇であり、教育委員会として一方的に指導できるものではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 半田議員のホタテ大量へい死について、市長答弁に補足説明させていただきます。

市内の各漁協におけるホタテガイの生残率は、漁協からの聞き取りによりますと、むつ市漁協では稚貝が約30%、新貝が約20%、田名部漁協では稚貝が約20%、新貝が約50%、川内町漁協では稚貝が約60%、新貝が約50%、脇野沢村漁協では稚貝が約80%、新貝が約50%となっておりますが、これはすべての漁業者からの聞き取りを終えたものではないことから、詳細については現在各漁協で精査中であります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 27番。

○27番（半田義秋） 丁寧な答弁ありがとうございます。

第1問のホタテ問題に関しては、ほかの人も質問するので、再質問は簡潔に行います。

うちの川内町漁協の漁業経営者の中で、私が会長を務めている川内町商工会に1月から40人ほどが会員になります。それが漁業、農業と商工業者が一体となって新たな商品開発や販売ルートなどお互いに連携しつつ、地域の活性化を図るという意味で、私もありがたい話だなと、そのように思っております。そこで漁業者の方々も、うちの商工会の会員でありますので、私は会員の生活は来年どうなるのかなと思ってお聞きしたわけでありませう。

ことしの猛暑は、漁業者が長年培った経験すら通用しなかったと言っておりますので、非常に危機感を感じるわけでありませう。気象庁によれば、30年に1度の異常気象だと言っておりますが、地球温暖化による長期的な気温上昇で、ことしのような夏は頻繁に発生しなくても、ふえる可能性は十分あると言っております。ことしのこれを教訓として、みんなの英知を集め、これからのホタテ

被害が最小限に食い止められるよう願うばかりであります。ホタテの問題はこの程度でおさめ、2つ目に入ります。

小中一貫教育、これは今説明を受けました。校舎併設型と校舎分離型があるわけですね。校舎併設型は同じ敷地内にあるので、先生方の移動もスムーズですし、意思の疎通もスムーズにいくでしょう。でも、分離型はかなり距離が離れておりますので、担当職員の時間確保などに私はちょっと限界があるのではないかと思います。教育委員会はこの点についてどのような対策を練っておるのでしょうか、答弁願います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） 校舎分離型と校舎一体型の一貫教育の違いということで、校舎分離型の一貫教育を進めるうえで、教員の多忙さであるとか、さらには交流を進めるうえで大変無理があるのではないかとということでご質問をいただきました。教育委員会としましても、校舎分離型の交流につきましても、一体型に比べてかなり困難を伴うというふうには認識をしております。したがって、でき得る限りの交流といたしまして、それぞれの学校、ブロックごとの実情に合わせた交流をしていただきたいと思いますというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 27番。

○27番（半田義秋） 1つの中学校と1つの小学校が一貫教育するならば、それもいいでしょうが、1つの中学校で複数の小学校と一貫教育をする場合もあるわけですね。その場合は、中学校の先生等はある程度決まっておりますので、それを2校、3校に分けるとなると、非常に労力と時間がかかると思うのですが、その点はどのように考えておりますか。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） 平成20年からの試行の中で、中学校1校、そして小学校3校という学校も小中一貫の試行をしていただいております。その中で先ほど言いましたように、学校の実情に応じた交流というのがなされておりますので、必ずしも一体型と同じような交流ができなくても、そのほかのことで一貫教育を進めていただければというふうに思っています。

先ほども壇上で申し上げましたけれども、小中一貫教育のねらいといいますか、分離型においても、どういう生徒を育てるのかということブロックごとに共通認識をしていただいて、そしてそういう生徒の現状にかんがみて、この生徒たちに9年間でどういう内容を、いつ、何を教える、どういう教育をしていくかということ、そういう教育課程を実施するということが分離型の小中一貫教育にとっては最も大事なことであろうというふうに思っておりますので、そこに力を入れていただければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 27番。

○27番（半田義秋） 一中学校で3つの小学校と一貫教育というのは、かなりこれは無理があるのではないかなと、私はそのように思っています。川内みたいに併設型ですと、いろんな行事、例えば運動会、学芸会、文化祭等、同じ敷地内にあるので、スムーズにいくと思えますけれども、分離型ですと、日にちも場所もみんなまちまちですので、運動会はできると思えます、でもその他の行事はちょっと無理があるのではないかなと、そのように思っています。

それで、川内中学校は新年度から併設型で発車するわけですが、制服、それから小学校だけ入学式をするのか、中学校は入学式があるのかなのか、入学式、卒業式の形態、それに校歌、校章は

どうなるのか。今まで小学校も中学校も校歌があったわけですから。校旗もあります。それらは川内の場合は、分離型だとそのままいってしまっても、併設型の場合、同じ学校ですので、それらはどうなるのか、ひとつお聞きします。いいですか、入学式、卒業式、校歌、校章、制服。

ついでに聞きます。部活。川内小学校はミニバスケットボールが盛んです。でも中学校に行くとバスケットボール部がありません。バレーボール部です。せっかく3年、4年やってきたのが、中学校に入ると、その部活がないと、そういうばかなあれがあったのです。でも、一貫校ではなかったから、それはそれでいいとしても、今度は一貫校ですので、やっぱりミニバスケットボール部があったら、中学校もそのままバスケットボール部があるとか、中学校がバレーボールだったら小学校もバレーボールやるとかと、そういう一貫した教育、それこそ一貫教育ではないのでしょうかと思うのですけれども、その点についてもお聞きします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） まず、川内小中一貫校での制服についてということでございますが、制服につきましても、小学校は従来どおり私服で継続する。そして、中学校の制服も学生服、セーラー服、これまでと同様継続と。そして、小学校のジャージ、トレパンについては、現在の第一川内小学校のジャージを使用する、第二川内小学校のジャージにつきましても着用を認めるということをやっていることを伺っております。

それから次に、校章ですが、校歌もでしたでしょうか。校章につきましても、現在の第一川内小学校、それから川内中学校のものを引き継ぐということをやっています。しかし、平成25年度以降からは、新たな校章、校歌をつくる方向で検討を進めたいというふうに伺っております。

校歌につきましては、第一川内小学校、川内中学校のものを校歌として、合同の学校行事になった場合は、先進校に倣って、小・中の校歌を1番ずつ歌うといったようなことで対応するというものを伺っております。

続きまして、入学式、卒業式でございますが、このことにつきましては、まだ検討中ということでございますので、もう少し時間をいただきたいということでございました。

それから、部活動についてでございますが、川内中学校、それから第一川内小学校ともに大変運動部の活動が盛んでございまして、しかも対外試合などで大変顕著な成績を上げているというような状況でございます。そして、小・中学校とも従来の部活の数を継続するというを聞いております。部活動につきましては、中学校が生徒数114名という規模でありますので、体育館であるとかそういう施設に制限があると、そういうことや、部を新しく新設、増設することで、従来の部活動の存続が困難になることも予想されるというようなことで、小中一貫教育の学校としては部活動は一緒に望ましいわけでありまして、しかし一方では身体的に発達段階にある小学生としては幅広い活動に取り組むことも必要ではないかというふうに考えているところであります。

部活動を実施するに当たっては、地域や保護者、そして子供の願い、こういうものを考え、そして保護者や地域の協力、支援を得て行う必要があるというふうに考えているところでございます。そういう視点から、制約があるということも総合的に考えて決定をしていくべきものであろうかなというふうに思っております。

さらには、部活動、PTA、学校行事等につきましては、学校経営の責任者である学校長の裁量権であるということをご理解を願えればというふうに思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 27番。

○27番（半田義秋） 部活動については、要するに経営者である校長の判断ということで、校長先生もその点は恐らく考えてくれると私は期待しております。

それで、入学式、卒業式なのですけれども、先進校、これをやっている学校では、小学校の卒業式がもう廃止、卒業式は中学校一本、入学式は小学校一本というスタイルになっているそうです。というのは、卒業式にかかる時間が小学校の場合は4年生、5年生が10時間、6年生が20時間、その卒業式のために時間を割いているそうです。これを勉強に充てたら、もっともって学力が向上するのではないかなと思っておりますので、その点もひとつ教育委員会のほうで考えてみてください。ここにちゃんと資料ありますので。4年生、5年生は10時間、6年生は20時間の時間をつぶすそうです。

それから、確かに小中一貫校もよろしいでしょうけれども、統合した学校で、例えば川内でも2年前に4校ぐらい統合しましたけれども、1年目は統合した地域の子供たちは何とかかんとかやっていくらしいのですけれども、2年目となると非常に精神的に病むそうです。それで、こんなこと言っているのかどうかわかりませんが、第一川内小学校では、106人ぐらいいるのかな、そのうちの十四、五人が精神的な病気にかかっているそうですが、それは教育委員会のほうで把握していると思うのですけれども、把握していますか。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） 十四、五人という数について、ちょっと把握をしておりませんでした。

○議長（村中徹也） 27番。

○27番（半田義秋） やっぱりそのぐらいの子供が精神的に悩みを持っているそうですので、後で校

長先生に聞いてみてください。そして、スクールサポーターも多く準備して、子供たちを助けてやってほしいなど、そのように思っております。

それでは、時間がないので、次に入ります。市長、大型店が進出すれば、消費者にとってはいいかもしれません。しかし、小さい我々商工業者はばたばたといってしまうのです。また、撤退すれば、そこに勤めていた失業者がふえて、これもまた問題になると。そのように、大型店の出退店は我々小さい市にとっては大変な問題なのです。

それで、私も商工会の会長をやっている関係上、むつ市管内の商工会の会員数の動向をちょっと今ここで言ってみます。平成に入ってからです。平成元年は、川内地区には210人の会員がいました。それが去年、平成21年では165人。川内地区は少ないほうなのです、まだ四、五十人しか減っていません。脇野沢地区では、平成元年に102人、それが去年は55人しかいません。もう店が半数しかないのです。大畑地区は、平成元年は300人の会員がありました。それが213人と、約100人近くの会員が減少しているのです。私のすぐそば、川内町のすぐそばでも、私の住んでいるところは川内町仲崎といって、川内町では一番大きな町内ですけれども、そこに2軒ほど食料品店があったのですが、昨年1軒、ことし1軒、もう食料品店はなくなりました。そこの世帯数は六百幾らの世帯があるのですけれども、そこに高齢者がかなりいるのです。その人たちが今までそこに行って食料品を買っていたのが、もう買えなくなってしまったと。では、今度ちょっと離れたところがあるのですけれども、そこまで行くにはもう歩いていくのも大変、これはどうしたものかなとこぼしていました。市長、このくらい買い物難民がふえてきているのです。これからまたふえるでしょう。

むつ市には、限界集落が7つあるのです。それに準限界集落が50近くある。あと10年たてばそう

なる。その人たちが、その地区にあった食料品店がなくなると、もう買い物はできなくなってしまいます。だから、これからの長い10年後をにらんでそれらの対策、例えばこれは私の商工会でもやりたいなと思っているのは、マエダさんがやっていますね、お買い物バスとか。我々商工会でも当然負担しますが、その助成をもらえるなら、そういうバスとかタクシーとか、それから買い物のお手伝いの会をつくるとか、そのようなものやっていたいと思いますけれども、市長はその点について、もしそうだったらご支援いただけるでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 半田議員、商工会会長さん、またご自分でもご商売をなさっているというふうな立場で、大型店の動向、そして大型店の功罪というものを話しました。まさしく私も全く同じ立場で自ら経験してまいりました。そういう意味では、非常に買い物難民というふうな部分、実数は当市ではまだ調査はしていません。しかしながら、半田議員お話しの仲崎地区に食料品店が2店舗あった、それが店を閉めた。でも、まだ川内にはスーパーさんがあると、こういうふうな形。距離にすれば、歩いて30分くらいでしょうか、30分もかからないかと思えます、橋を越えてです。そういう意味からすると、むつ地区はどうなのかというと、30分でその買い物の場所まで行けない方々も多くございます。そういう方々をどういうふうな形で考えればいいのかというふうなご趣旨のお尋ねであろうと思えます。

そしてまた、現にむつ市内のスーパーさんが買い物バスを、お買い物バスというふうな形で、これは角違方面から、そしてまた品ノ木方面から、中野沢方面から、そしてまた関根方面からというふうな形で運行させて、私二、三回すれ違ったことあるのですけれども、非常にバスが込んでいる

というふうな状況を把握しております。

また、この買い物難民の救済に向けてということで、つい最近経済産業省が対策マニュアルということで、さまざまな形で支援の制度を今つくりました。ただ、このむつ市内では、この制度についての申し入れが今のところないと。12月中でしたか、12月20日ごろだったと思いますけれども、締め切りが、そういうふうな形もありますので、そういう制度を使って、大いにさまざまな形でサポートしてもらえればなど、このように思っております。

それから、移動販売車、そういうふうなものに対してのまた制度的な支援もあるような情報も私つかんでおりましたけれども、その期限がいつなのか、ちょっと把握はできませんけれども、移動販売車もむつ市内、四、五台走っているようでございますし、また先般のシンポジウム「下北からのメッセージ2010」、半田議員もたしかご出席だったと思います。下北未来塾のあの演劇の中で、タクシーの運転手さんがお買い物の袋を持って自宅まで一緒に配達してくれたというふうな形。また、都会のほうでも、都会のほうがもっともっと買い物難民が多いというふうな何って、全国で何か、六百万人というふうな数字も出ているわけなのですけれども、その中で全国紙の販売店が、要するに御用聞きをして、新聞と一緒に商品を配達すると、お弁当を配達するとか、そういうふうな形で、さまざま動き出してきております。そういう意味で、さまざまな制度の情報が入りましたら、商工会等々にお話をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 27番。

○27番（半田義秋） わかりました。それでは、最後の質問です。

市民協働型についてですが、行政と住民との対等な協力関係のもとに協働型の行政施策が今の時

代には求められております。住民が積極的に我々も負担する、汗をかくという姿勢に立って、今までのように行政にただお願いするだけ、何かしてくれるのを待つだけ、そして自分は何もしないでは前進がないのは確かでございます。

そこで、市長は聡明な方ですので、知っていると思いますけれども、「うなぎのかぎ賃」という小ばなしがあるのです。貧しい大工さんが、ウナギ屋の前を通ったら非常にいいにおいがしたと。それで、においだけかいで家に帰る。そして、そのにおいが鼻に残っている間に御飯を食べる。それを何回も繰り返したそうです。そうしたらウナギ屋が、あのやろう、ふてえやろうだと、うちがウナギを仕入れるのにも元手がかかっているのだと、あれをただでにおいをかいで行ってしまったと。今度金を取りに行ったそうです、金出せと。「おまえ、ただでにおいかいで飯食っているな」と。そうしたら、その大工はおもむろに小銭を出して、チャランチャランと音させたそうです。そうしたら、「こら、金の音をおまえ聞いたろう。音聞いて帰れ」と言ったそうですから、市長、そのように、ただやると、市民にだけ汗かかせて、ほら、協力しろ、何しろと言っても、行政のほうでそれに対してちゃんとした答えを出さないと、それこそ音だけ聞いて帰れと、そう言われかねないので、その点はしっかりひとつお願いいたします。

時間もそろそろあれですので、最後。平成24年度のことなので、私はこの場にいないかもしれませんが、今から聞いておきます。川内の榎木団地、平成24年に建設されると言っていますけれども、ひとつそれをここで、この場でお聞きしたい。市長、平成24年にやってくれますか。お願いします。

それから、もう一つ、公営企業管理者に聞いておきます。川内町の水道施設、平成24年度になり

ますね。それをひとつやるところで言ってほしいのですけれども、いかがでしょうか。もし答弁できなかつたら、それでよろしいです。通告外ですので。

○議長（村中徹也） 住宅と水道は、通告してあるのですか。

○27番（半田義秋） いやいや、通告していないから、答弁はもしてできなかつたらいいけれども、もし答弁できたら答弁お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 買い物難民のほうからのアプローチというふうな判断をさせていただきますならば、その前段をお話をしていただければ答弁できますけれども、それなりの町なか居住というふうな部分、そして先ほど壇上でもお話をいたしましたように、コンパクトシティーの基本的な考え方は私は間違っていないというふうなことでございますので、具体的にまたお話をいたしますと、議長からおしかりを受けますので、この程度で控えさせていただきたいと、このように思います。町なか居住というふうなことで、十分検討しているということにとどめさせていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 27番。

○27番（半田義秋） いや、余り関係ないの言えばあれですので、行政改革についてお聞きします。

市長は、今市民協働型というあれを持っていますけれども、市長、任期あと半年ですよね。半年では私はできないと思うのです、こういうのは、市長のこの立派な考えが。そこで、どうですか。もうあなたの任期は7月に切れますね。三村県知事も、それから三沢市の市長も、同じころ任期が切れるのです。そして、もう皆さん堂々と出馬表明していますよ。市長、あなたもどうですか、もうこの辺で出馬表明したらいいでしょう。ちょっと答弁してください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 励ましの言葉と賜りました。ありがとうございます。

（「市長を励ます言葉で、これで……」の声あり）

○議長（村中徹也） 挙手をしてから発言してください。27番。

○27番（半田義秋） 市長が自分の気持ちもまだ整理つかないというので、恐らく答弁を控えたと思います。

ちょうど時間となりました。これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、半田義秋議員の質問を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎澤藤一雄議員

○議長（村中徹也） 次は、澤藤一雄議員の登壇を求めます。9番澤藤一雄議員。

（9番 澤藤一雄議員登壇）

○9番（澤藤一雄） おはようございます。大畑町選出、市民クラブの澤藤でございます。2010年12月定例会、むつ市議会第206回定例会に当たり一般質問をいたします。

国政が混乱しています。政権交代への期待が大きかっただけに、国民は落胆をしています。このような中、193の国と地域が参加して地球生き物会議、国連の生物多様性条約第10回締約国会議、いわゆるCOP10が12日間にわたって名古屋市で



開催され、10月29日に閉幕いたしました。会議では、遺伝資源の利益配分をめぐる、先進国と発展途上国の間に抜きがたい対立を残しながらも、議長国として生物多様性の価値と持続可能な利用が必要なこと、政府や企業などが持続可能な計画を実施すること、漁業分野では魚や水生生物を生態系に基づいて漁獲管理し乱獲を避けること、農業地域は、生物多様性を保全しながら管理することなどが名古屋ターゲットとして取りまとめ、採択されました。このことは、政権として数少ない成果の一つであると思います。

国際会議と言え、地方には無縁のように聞こえますが、地域に暮らす住民と行政、そして関係機関等が地域の生物多様性に具体的な責任を負うべきだと思いますことから、次の事項について質問をいたします。

質問の第1は、河川環境と生物多様性についてであります。大畑川の魚類が激減し、小型化しています。昭和の時代には、棒を立てても転ばないほどのウグイが遡上して、小目名集落の春まつりには船を浮かべて投網を打ち、営林署長や警察署長も招待されるなど、まさに川をめぐる一大文化が開花した時代でありました。

溪流の魚が昆虫をえさにしていることは一般に知られています。水中では、季節ごとに魚類の産卵とふ化が行われます。大畑川であれば、雪の降り積もる2月にはゴリやカジカの仲間、4月から7月はウグイとヤツメウナギ、8月はカラフトマス、8月から10月はアユ、9月から12月はイワナやヤマメ、サケ、マスなど、ほぼ一年じゅう産卵とふ化があって、それぞれ稚魚が生まれます。これら昆虫や魚の卵が、あるいは稚魚をえかにしてそれぞれの種が命をつなぐ循環の仕組みが食物連鎖や生態系と呼ばれるもので、いずれが欠けても生物多様性が損なわれ、川の生産力が減退します。

大畑川には、標準和名がマルタウグイと呼ばれ

る50センチ余りにまで成長する大型のウグイが4月ごろに遡上し、少しおくれて中型のウグイが続ぎ、高橋川集落付近から糸魚淵堰堤まで約8キロの範囲で産卵が行われます。その規模と4カ月に及ぶ期間は、他の生物の食料になる意味において、海の米がイワシだとすれば、川の米はウグイ以外にありません。

今このウグイとヤツメウナギが激減しています。ウグイは、成魚になるまで成長するのは数%で、90%以上が魚類やカワムシなどのえさになります。その産卵は、サケの稚魚が放流される時期、そしてまたギンケと呼ばれるサクラマスの稚魚が海に下る時期と重なっています。ウグイの産卵がなく、稚魚たちが十分に栄養補給できなければ、サケ、マスの回帰率に直接に影響を与えるだけでなく、川全体の生産力に与える影響は甚大であります。

川底が埋まって河川の生態系が壊れています。特にアユの生息環境が悪化していますが、これはコケの生える岩盤や石が埋まったこと、深みがなくなったことで増水や低温時の隠れ場所がなくなったことが原因と考えています。ウグイが激減している、ヤツメウナギが激減している、放流してもアユが釣れない、この原因が何であるのか。実態把握と対策が講じられているのかお伺いいたします。

質問の第2は、野生動物対策についてであります。これまでも何度か議論をさせていただきましたが、下北半島には天然記念物のニホンザル、特別天然記念物のニホンカモシカに加えてツキノワグマが生息しています。サルについては、農作物の被害や人への威嚇など、年々被害が拡大して、地域住民とのあつれきが大きくなっています。幸い市長初め職員の方々のご尽力で電気柵やモンキーダッグの導入が行われ、先進事例として全国からも大きな評価をいただくなど、成果を上げつつ

ありますことに敬意を表するものでございます。

カモシカとクマによる農業被害、杉の皮はぎやヒバ苗木の食害など、林業への被害も深刻なものがあります。野生動物との共生という言葉は、生物多様性と混同されますが、似て非なるものであります。町なかを我が物顔で闊歩するカモシカやサル、ことしは北海道斜里町で射殺されたヒグマのほか、全国でツキノワグマの出没による人への被害が報じられています。異常事態であります。

野生動物がなぜ農耕地や町なかに出て被害を及ぼすようになったのか。人の周りに野生動物が集まる、それはすべて人の暮らしや文化に原因があります。100年前に日本人はオオカミを絶滅させました。これによりカモシカやサルを捕食する野生動物がいなくなり、食物連鎖の循環を狂わせました。昭和の時代までは、犬の放し飼いで野生動物が人に近づけないすみ分けができていました。山奥まで林道ができて安住の地でなくなったこと、加えて入山者が山に弁当の残りやジュースの缶を捨てるのがクマに人の食べ物のおいしさを学習させていること、マタギの減少で人に追われたことがない新世代のクマなど、人を恐れない動物を生み出したと言われます。さらに、カモシカやサルなど、庭先のイチイやアオキの生け垣を悠然と食べていても手が出せない。天然記念物に指定して一方的に保護するなど、国の責任は重大であります。

オオカミが絶滅したことによる弊害を述べました。それでは、クマを絶滅させたらどうなるか。恐らくクマが好んで食べるネズミ、アリやスズメバチなど、有害生物が異常発生するなど、予測もできない大きな問題が発生すると私は考えます。生物多様性を確保しつつ、人や農林業への被害を防止せざるを得ないという難しい課題であります。

下北地区農業委員大会でも、県によるサル、ク

マ、カモシカなどの生息状況調査の実施、電気柵の設置やGPSの導入、サルによる人的被害補償など、野生動物の対策について決議されています。人が減り、動物がふえる。いかに下北半島の人々が野生動物とのせめぎ合いに苦しんでいることか。

大畑地区小目名集落に離れザルによる被害が発生しています。私は、集落1キロ上流の頭首工周辺で何度かサルの群を確認していますから、集落への到達は時間の問題と考えます。小目名地区には、平成10年当時、県がカモシカ対策として設置した電気柵が老朽化や環境の変化、あるいは対象動物にサルが加わったことなどから効果が発揮されなくなっており、担当課による調査や説明会を開くなど、ご対応をいただいております。ありがとうございます。ぜひこの施設が有効に機能を発揮できるよう対応方をよろしくお願いを申し上げます。

農業委員大会の決議にありますように、農地や造林地が荒れ、被害の顕在化が強く懸念されます。サル、クマ、カモシカと個別的な対応をするのではなく、野生動物のディフェンスラインをしっかりと確保する、そのためには人の近くには怖い犬がいるという教育、学習をさせる必要があります。私は以前の質問で、市内すべての集落にモンキー犬を配備すべきと申し上げました。オオカミを絶滅させて犬の放し飼いを禁止する、カモシカとサルを天然記念物に指定する。下北半島の野生動物の問題は、この国が引き起こした歴史的、文化的に凝縮した困難な課題であります。今この行政には、代償措置として、人が住み暮らしていく根幹の仕組みづくりが求められていると思います。まさに危機管理が問われているのであります。野生動物とのすみ分けのために、モンキー犬に加えてクマ、カモシカ対策としてすべての集落にベアドッグを導入すべきと思います、市長のご所見

をお伺いいたします。

質問の第3は、外来植物及び耕作放棄地対策についてであります。かつて減反政策によって植えつけられた牧草が家畜のえさになることもなく放置され、河川の周辺等耕作放棄地にはオオハンゴンソウやセイタカアワダチソウが蔓延して、瑞穂の国、豊葦原と呼ばれた日本本来の原風景とは似ても似つかない異形の風景に変わりつつあります。オオハンゴンソウは、北米原産、キク科の多年草で、2メートル以上にも成長し、種子と地下茎で増殖するため、在来種のヨシをも制圧し、圧倒的に分布を広げていることが原因であります。オオハンゴンソウに種子を实らせないためには、年に3回程度の刈り払いが必要ですが、手が回らないため、ほとんどは放置されています。

河川敷の除草は、近年緊急雇用対策等で行われても年に1回程度であり、増殖を防ぐにはほど遠い状況にあります。背の高い雑草がやぶの状態では放置されることは生態系への影響や景観保全上の問題があり、住宅地への野生動物侵入を容易にする原因にもなります。

近年ヤギや羊を放牧して除草に役立てるという取り組みがなされています。現在本市には農家に肉用牛を貸し付ける市有牛貸付制度があります。この制度を拡充する形で、市営牧野が希望する農家やNPOなど団体にヤギや羊を貸し付けて除草作業に活用していただく。ヤギはアニマルセラピーの効果が大きく、昔懐かしい農村風景の創出や乳からのチーズづくりなど、高齢者を含む地域と子供たちとの触れ合いが生まれます。羊は、マトンやラム肉を生産し、羊毛や毛皮の加工など新たな産業が期待されます。市長は就任以来「むつ市のうまいは日本一」、原子力産業との企業連携など精力的に産業振興に尽力されて、その果実が今まさに実りつつありますことに市民ともども大きな期待をいたしております。ヤギ、羊の導入によ

る畜産の振興は逆転の発想、あるいは逆手にとるといった視点が必要だと思います。あり余る迷惑な草を有効に活用する、いわば無尽蔵の資源ととらえ直すことで、市長が進めておられる産業の振興に厚みを加え、中山間地や農村地域に活力を生み出し、あわせて往時をしのばせるいやしの空間をも創出できると思うのであります。霜降りの和牛を生産するためにはアメリカの大豆やトウモロコシが必要ですが、ヤギや羊は草があればいい。市長のご所見をお伺いいたします。

質問の第4は、林業対策についてであります。高梨集落の南西に源を発し、関根浜の海岸で津軽海峡に至る出戸川の昭和30年代の風景は、水田の広がる出戸川平野を柳やハンノキなど、河畔林に包まれてゆったりと蛇行し、洪積台地を取り囲む両側の山にはミズナラやクリ、カエデなど広葉樹の森が広がって、今思えば輝くような里山の原風景が国鉄大畑線の車窓から望むことができました。現在は、市道として整備されていますが、当時は国鉄川代駅から高梨集落に向かって森林鉄道が伸びていて、この地域の広葉樹の森は、木炭や薪を切り出す薪炭林として活用され、たびたび伐採されても生えかわった二次林で、いわゆるひこばえの森でした。

出戸川にシシムラという幅1.5メートル程度の支流があります。私は、この支流を53年にわたって体験的にモニタリングをしてきました。50年前には、広葉樹に囲まれて水量が安定し、炊事や飲料水として使われる川にはイワナが育ち、林床にはエゾノリュウキンカ、ギョウジャニンニク、カタクリなどが群生していました。昭和35年ころ、広葉樹が伐採された後に杉の植林が行われて、平成17年ころに伐採され、今は再び杉が植林されました。この間、上流域に送電線を建設するために工事用の作業道や林道が開削されて、杉が15年生になったころから降った雨が林の表土を削りなが

ら走って支流が一気に増水する。渇水期には、腐敗して濁った水たまりでしかなくなる。その結果として、川がやせて深くなる。水枯れの沢にはイワナもすめない。日光が遮られるため植物も生えない暗い森になっていきました。これらの支流を集める現在の出戸川は、直線化されて水路と化し、黒ずんだ水の落ち込みでは泡が浮いています。往時の美しい姿からは想像もできません。広葉樹の森の保水力が失われれば、1級河川でも1.5メートルの支流でも理屈は同じです。

近年市内では、杉丸太の安値から、ヒバの植林がふえています。杉人工林が再び針葉樹、ヒバ一斉林のまま成長すれば、森は海の恋人とロマンチックに言われながらも、今後100年以上にわたって生物多様性が失われた環境が続いていくこととなります。下北半島の海岸に近い山は、元来広葉樹林で、奥山の森はヒバと広葉樹の混交林が本来の姿であります。奥葉研に林野庁が開設した大畑ヒバ施業実験林があります。ここでは、優良なヒバ材を生産するための実験が行われ、最終的な結果は出ていないものの、ヒバ単一林でなく、広葉樹との混交林がヒバの成長にとって肥料分の確保などに有効で、中でもハウノキとの愛称がいいとしています。伐期が100年、200年と長い森を何世代にもわたって育林をしていくこととなりますが、優良材の生産、そして子々孫々住み暮らしていく環境を考えれば、森の保水力を維持し、海の生産力をも考慮に入れた施策が今強く求められていると思うのであります。

現在県が行う造林補助事業のメニューの中に、広葉樹ではケヤキなどの造林と樹下植栽ではナラなどが対象になっているようではありますが、市内の民有林で広葉樹の植林が補助対象で行われた事例があればお知らせ願います。

過去に人工林であった山林に広葉樹が植樹されるよう市独自の補助制度や県の補助事業への上乗

せをするなど、生物多様性が確保される林業政策を進めていくべきと私はと思いますが、市長はどのようにお考えになりますか、お伺いいたします。

以上、前向きかつ簡潔な答弁を求めまして、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、河川管理についてのご質問の河川環境の保全と生物多様性の確保についてであります。大畑川流域は、豊かな自然が残され、かつては県内有数の川魚の宝庫として親しまれてきました。しかし、近年は自然環境の変化に伴い、魚類が減少してきているとのことから、大畑地域では森林の果たす役割として、生物が生き延びるための水源涵養機能や豊かな海との密接な関係を認識し、植樹活動や生態系に配慮した近自然河川工法による川づくりや、魚の生息環境を再生するために川に石を入れる大畑川石つぶて合戦が実践されてきたところであり、澤藤議員のご所見のとおり、多様な生物が生息し生育できる環境を整えることは重要な課題であると認識しているところであります。

大畑川のウグイ、ヤツメウナギ、アユが減少している原因は何であるのか、実態把握と対策が講じられているのかとご質問の内容ですが、これまでこれら魚類等の減少原因については把握してこなかったものであります。原因が何であるのかは明言できませんが、大畑地域沿岸の水揚げが過去にないほどの不振が続いている状況であります。海洋環境の変化や水産資源の変動等の影響も懸念されており、これら降海性の魚類につきましても何らかの影響を受けている可能性があると考えられることから、県関係機関にも問い合わせしたところ、ウグイ等の遡上が減少している

原因については明らかでないとのことでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、野生動物対策についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、モンキードッグの配備についてであります。近年国の天然記念物北限のニホンザルは、個体群、個体数の増加に伴い遊動域の拡大、農作物被害等が増加するとともに、離れザルが各地区で出没している状況にあります。市では、被害対策として各地区に鳥獣被害対策実施隊員の配置や電気柵の設置等のほかに、平成20年8月からはモンキードッグ2頭を脇野沢地区に配備しており、その結果は遊動域の変化や農作物被害が軽減するなど大きな効果が得られております。

モンキードッグは、農作物等の被害対策に有効である一方で、ハンドラーの育成や個体群の隣接町村への移動で被害が増大する等の課題も残されておりますが、下北地域で被害を受けている市町村や関係団体で構成している下北半島のニホンザル被害対策市町村等連絡会議では、今年度モンキードッグ1頭を導入し、大間町、佐井村、風間浦村、大畑地区において効果を検証した結果大きな成果が得られ、このことから下北半島のニホンザル被害対策市町村等連絡会議では、平成23年度、新たに4市町村に3頭の導入を計画しており、市としては隣接町村への個体群の移動を考え、導入計画のうちの1頭を大畑地区に配置を検討しております。

また、サルによる被害の拡大が予想される大畑町小目名地区につきましては、電気柵の調査及び説明会を実施検討した結果、今後は電気柵の修繕等を進め、被害軽減対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、ベアドッグの配備についてであります。ことしは、クマによる人的被害が全国各地で発生しておりますが、幸いにも当市

では人的被害の報告はございませんでした。しかしながら、目撃情報32件、農作物被害等が32件、被害額22万円という状況にあり、農作物被害の軽減や人的被害を未然に防ぐため、市民や農家の方々からの目撃情報、通報を受け、被害状況等の現場確認をし、猟友会と連携しながら被害対策に取り組んでおります。

ベアドッグにつきましては、長野県のNPO法人がクマ対策犬として、アメリカでノウハウが確立しているカレリア犬を導入しております。しかし、ベアドッグとしての育成に3年程度の期間を要することから、購入経費は400万円から500万円程度と高額なことや、クマは夜行性のため、クマに発信器を取りつけし位置を確認しなければならないこと、電気柵がなければ犬でも防げないこと、またモンキードッグのハンドラーとは異なり、犬の反応を読み取る高度な技術や生態の専門知識が必要なことなどからベアドッグの導入にはまだ課題が多く、現時点では困難であると考えております。

市では、平成20年度からクマ用電気柵について検討を進めてまいりましたが、その有効性が確認されたことから、電気柵の設置普及を進め、被害の軽減に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、畜産の振興についてのご質問にお答えいたします。近年耕作放棄地の増加により、農村景観の悪化や、病虫害、鳥獣被害が発生し問題となっており、この対策として、牛やヤギなどの家畜を放牧することで景観の美化や農地の保全を図るとともに、畜産経営の低コスト化、省力化につながるのではないかと期待が寄せられております。澤藤議員ご指摘のとおり、ヤギについては草であれば何でも食べる動物で、小さな灌木なども食べるとされておりますが、羊はヤギとは違い食べない草もあるようでございます。既にこのような取

り組みを行っている長野県の牧場によりますと、ヤギはほとんどの草を食べますが、羊は草の好みがあり、耕作放棄地の解消にはヤギのほうが適しているとのことであります。

耕作放棄地においてヤギを活用する場合、毎日の飲料を確保しなければならないことや、夏場は耕作放棄地に放牧できますが、羊と同様湿気のある場所が苦手なことから、ある程度場所の適否を見きわめる必要があります。また、冬期間は積雪があるため、ヤギの飼育舎が必要であり、その間のえさやふん尿処理などの飼養管理を要することになります。また、現状ではヤギは市場性に乏しく、経済性が危惧されるところであります。

羊については、ラムやマトンといった肉が流通されておりますので、耕作放棄地へ放牧し活用した後、肉用として出荷することは可能ですが、県内にはこれを扱う市場がなく、屠場でも扱われないことがあることから、ヤギや羊を希望する農家や団体に貸し付けし、除草作業に活用するには多くの課題があると考えております。

耕作放棄地については、平成20年度の調査で市内に約1,500ヘクタール存在することが確認されており、この耕作放棄地の解消につきましては、国の施策の動向を見きわめながら研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、林業政策についてのご質問にお答えいたします。議員ご承知のとおり、森林は木材の生産だけでなく、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止や雨水の保水による水源涵養、さらに市土保全に寄与するなど、私たちが暮らしていくために重要な役割を果たしており、その中で特に広葉樹林は森を肥やし、海の恋人でもあり、景観上も重要視される存在とされております。

当市の管内の私有林は1万4,906ヘクタールで、そのうち広葉樹林は5,443ヘクタールであります。その多くは天然林で、人工造林された広葉樹

林はわずか49ヘクタールであります。私有林での広葉樹の植樹実績については、担当部長よりご説明いたします。

次に、議員ご提案の私有林での広葉樹の植樹や新たな樹種の選定、市独自の補助制度の創設についてであります。針葉樹、広葉樹に限らず造林樹種の選定に当たりましては、地域の自然、樹種の特質などを考慮しながら、健全な森林を育成するべく適地適木を基本とした樹種を選定していく所存であります。また、市独自の補助制度につきましては、現行の青森県私有林野造林補助金等の補助制度を精査しながら、今後森林所有者に対してどのような支援策が必要か、研究してまいることといたしたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 澤藤議員の林業政策について、市長答弁に補足説明させていただきます。

私有林での広葉樹の補助事業による植樹実績については、平成19年度から平成21年度までの3カ年で7戸の植林者があり、約8.55ヘクタールにナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、シラカバ、トチなど約1万9,000本を植林しております。

また、広葉樹の補助事業による保育事業の実績といたしましては、川内地区のむつ市有林におきまして、平成元年度から平成5年度までの間、集落周辺森林整備事業により73.85ヘクタール、平成12年度から平成16年度まで、広葉樹林整備特別対策事業により91.8ヘクタールの合計165.65ヘクタールの保育改良及び抜き切りの施策を実施しており、いずれも青森県私有林野造林補助金を活用したものであります。

このほかに大畑地区の国有林内におきまして、当市からの補助金や、むつ市大畑町緑化推進委員会からの助成金等によりますむつ市大畑町林業振興対策協議会と下北森林管理署によるブナの育林

事業を実施いたしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（澤藤一雄） ありがとうございます。

まず、河川のことでございますが、このウグイという魚が川の上流で産卵して、そして下流の汽水域で成長する、そして海岸線に沿ったごく岸に近い沿岸を回遊しながら成長していくというような、こういう狭い範囲で生まれて育っていくというような魚でございます、外洋に遠く出るというようなものでございませぬ。それから、環境の変化ということについては、非常に環境変化に強い魚でございます、かなり汚れた川でも生育可能。といいますのも、あの強酸性の宇曽利湖でも生息をして繁殖を繰り返しているというような状況を見れば、もちろん海に出られないあの環境の中では大きくはならないのですけれども、数としてはかなり減ることもなく維持されているというような、そういう魚であるということでございます。ということから考えれば、漁獲による数の減少、激減というようなことが考えられるのですけれども、この状況を把握しておられませんか。

○議長（村中徹也） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（若松 通） ただいまのご質問にお答えいたします。

今の乱獲といいますか、漁獲量の多さでウグイが少なくなっているのではないかというようなご質問でありますけれども、ウグイは川での釣り人、あと海岸で行われている定置網等に入る場合がございます。網に入るのは漁協のほうで把握しておりますので、それらについては把握しておりますけれども、河川での漁獲がどのくらいあったのかというようなことは、今のところ把握しておりませぬ。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（澤藤一雄） 河川では、昭和54年から自主規制をして、投網等を使えない状況にありますので、産卵に上った魚の釣りによるものというのはそんなに大きくないわけで、水揚げされた分の水量がわかればお知らせください。

○議長（村中徹也） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（若松 通） 資料としましては、平成18年から平成22年までの漁獲でございます。これは、定置網等に入ったものでございますが、平成18年の数量は1,065キログラム、平成19年は1,029キログラム、平成20年は461キログラム、平成21年は317キログラム、それから平成22年は2,164キログラムでございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（澤藤一雄） 大体1トン、そしてことしは2トンということでございまして、非常に食用としては人気のない魚なのです、海で漁獲される場合。ほとんどキロ30円とかそういう価値の低い魚種だと思うのです。ですから、それを販売の目的でとっているのではなくて、恐らく間違っただけの混獲なのだろうと思うのです。だけれども、先ほど壇上から申したように、川の米というようなことで、川の生態系を根本から支えている魚だというご認識をぜひいただいて、過去に秋田のハタハタが産卵に来なくなって、それを3年程度漁業者の皆さんが自主規制をして、今はまた資源回復して大量になっているというような事例もございまして、ぜひそのあたりで、川に上らなければ、どれくらい産卵に上っているのかというのは、魚がいるのかというようなこともわからないわけで、ぜひそういう河川での釣り愛好者の方々に協力をいただいて、産卵の状況を確認しながら、管理をしながら必要であれば漁獲もするというふうな方法に、漁業者全体の皆さんとご協議をいただいて、漁協さんとも協議をいただいて、そういう管

理に意を尽くしていただきたいと、こう思います  
が、ひとつその辺のことをご答弁お願いします。

○議長（村中徹也） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（若松 通） ただいまのご質問に  
お答えいたします。

先ほど市長答弁にもありましたけれども、県の  
関係機関等に問い合わせいたしておりますけれど  
も、ウグイに関する生態についての調査がなか  
なかそういう関係機関で行われていない。いわゆる  
これを漁獲して生活をしているというような漁師  
さんがなかなかいないというような現状からその  
ようなことだろうと思いますけれども、すぐに有  
効な対策等は打てないのですが、先ほど言った漁  
協、あるいは関係機関と調整をしながら、今後進  
めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りた  
いと思います。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（澤藤一雄） 研究機関というようなこと  
のお話でございましたけれども、私が把握している  
状況では、先ほど申し上げたように、産卵は上流  
で、そして成長は汽水域からほとんど岸に近い沿  
岸域を回遊しながら、採餌行動をしながら成長し  
ていくというような生態であります。そして、水  
質の悪化等環境にも非常に強い魚であるというこ  
ともはっきりしていますので、すぐに対策はとれ  
ないというのではなくて、重要な魚でないとい  
うのもわかっていますけれども、川の生態系を支  
えているというような、そういう意味では非常に重  
要な、川の米ですから、ぜひきちんとした対応を  
とられるようお願いを申し上げます。

それから、次の野生動物についてでございます  
けれども、今外国からオオカミを導入して山野に  
放して生態系を取り戻そうと提唱している方が  
います。それから、犬の放し飼いをまた復活す  
れば野生動物から守れるのだというような論もあ  
ります。だけれども、これは恐らく国民の合意を得

るのは至難のことだろうと、こう思います。

そうでないとすれば、あとはこの状況、こんな  
に野生動物が人里に押し寄せて、カモシカも我が  
物顔で植木も食べていくというようなことでも手  
が出せないというような状況。これからますます  
野生動物の圧力が強まってくるだろうと。人口が  
減少して、高齢化が進んでいくと、特に野生動物  
がどんどん、どんどん押し寄せてくるというよう  
なことになるだろうと思うのです。ですから、先  
ほどのご答弁でモンキードッグがこの下北半島に  
現在は3頭でしたか、そして新たに3頭を加えて  
6頭というようなことをございまして、非常に力  
強いわけですけれども、どうしてもやはりクマと  
カモシカ対応がちゃんとやられないと、まさか人  
間の集落等を全部電気柵で囲うというようなわけ  
にもいかないでしょうから、私はやっぱりそうい  
う犬によるバリアが必要だろうと思っています。

クマが夜行性なので、なかなか犬を使った追い  
上げが難しいというようなご答弁もありましたけ  
れども、例えば杉林の皮はぎの問題についても、  
夜ではなくて、常に日中に回って歩いて、犬がそ  
ういうクマのおいを関知して、例えば犬のマー  
キングなんかあるわけですから、そういう動物同  
士の情報のやりとりの中でそういうディフェンス  
ラインを確保していくというようなことだってで  
きるのだと思うのです。金がかかることは確かな  
のです。これもやっぱり財政が大変だというのが  
あるからそういう答弁になるのかなというふうに  
私なりに解釈いたしますけれども、今の国が行っ  
ている緊急雇用対策というのは短期なのです、1  
カ月とか2カ月とか。そうではなくて、やはりそ  
ういう行政対応が必要になってきた場合に、専門  
的な職員を養成、雇用をして、それが一つの仕組  
みとして行政が担っていくというような考えに立  
つべきだと私は思いますけれども、今の北通りに  
導入されたこのモンキードッグについて歩くハン



ドラーの方は、どういう雇用になっていますか、お知らせください。

- 議長（村中徹也） 農林水産課長。
  - 経済部副理事農林水産課長（室館利光） ただいまのハンドラーの件につきましては、各町村の緊急雇用という形で、おっしゃるとおり短期の形でのハンドラーの育成ということで進めているものと伺っております。
  - 議長（村中徹也） 9番。
  - 9番（澤藤一雄） 緊急雇用で短期雇用なのですか。
  - 議長（村中徹也） 農林水産課長。
  - 経済部副理事農林水産課長（室館利光） そのとおりです。短期雇用です。
  - 議長（村中徹也） 9番。
  - 9番（澤藤一雄） 例えば若い人たちをハンドラーとして採用する場合に、これは今他町村というようなお話でしたけれども、私は下北半島としてぜひ全部の集落に配備をするのだというような考えに立って、短期でなくて、やはり年間雇用をして、若者に安定した職場を提供して定住をしていただくと。そういう雇用の仕方でない、若者の雇用を確保するというような小手先の国がやるような緊急雇用対策みたいなことでは定住者はふえないわけです。こういうリスクがあるのできちんと専門職で、安定した職場を提供して住んでもらうというようなことが、つまりは少子化対策にも私は波及していくのだらうと思うのです。市長、いかがでしょう。
  - 議長（村中徹也） 市長。
  - 市長（宮下順一郎） むつ市では、ハナとゴン太、2頭のモンキー犬がございます。そのハンドラーお二人は、長期の雇用をしております。
- 以上です。
- 議長（村中徹也） 9番。
  - 9番（澤藤一雄） ありがとうございます。む

つ市のハンドラーが長期雇用ですというようなことでした。やはり安心して働いて、一生懸命力を尽くして、これからますます増大するリスクに立ち向かっていくというようなことで、今市長のご答弁の中には、現在のハンドラーの方が通年雇用だというような話でしたけれども、やはりもっとこれをふやして、全部の山間の、山との先端の部分にそういう動物対応のモンキー犬あるいはベアドッグを配備すべきだと。それが安定した職場を与えることによって少子化対策にも、あるいは人口流出の歯どめの役に立つのだというような考えだと思って先ほど質問しましたので、市長、もう一度お願いします。

- 議長（村中徹也） 市長。
- 市長（宮下順一郎） ハンドラーは、かなり技能というのですか、訓練もしなければいけません。そういう意味で、今むつ市としてはお二人を通年雇用というふうな形で、先ほどお話をしましたように、これは郡内で進めております下北半島のニホンザル被害対策市町村等連絡会議、これ各町村のほうの財政状況、こういうふうなものもあるわけでございまして、そういうふうな対応になっていると。

一つの考え方として、澤藤議員のご意見を私は否定するものではありません。しかしながら、各集落に1頭ずつ配置というふうなことになりますと、非常な経費もかかります。費用対効果というふうなものもあります。また、追い上げると、今度はまた違うほうに行くというふうな形、まさにそれこそ犬猿の仲で、非常に大変なストレス、あつれきがそこにはまた生じてくるというふうな思いをしております。ですから、当市といたしましては、例えば川内の野平高原、非常に接近してきております。また、下北ワインのブドウ畑にも接近してきていると。常に警戒態勢をとりながら、モンキー犬をさまざまな形で、また一定のモ

ンキードッグ、例えばゴン太が脇野沢の何とか地区というふうなことになりますと、顔なじみになるのだそうです。そういうふうなこともあるということも聞き及んでおります。そういう意味では、さまざまな形の中で動いていくというふうなことで効果が示されていると、このように認識はしております。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（澤藤一雄） なかなか市長も核心に触れた答弁をなさらないというふうなことでございました、非常に残念なのですけれども。当然なのです、片方から追えば反対側に逃げるとするのは、それはもう。ですから、私申し上げているのは、犬の持ち回りでなくて、犬を定住化させると。顔なじみになるのだったら、それは一定の期間で犬を交代させればいい話になるわけで、いろんな方法があると思うので、これ以上この問題で質問しても市長は逃げるのでしょうかけれども。これもやっぱり逆転の発想なのです。こういう機会をとらえて、その分野に人を配置する、そして市民の安全を、野生動物からのディフェンスをしっかりやるというような仕組みをぜひ今後検討していただきたい。よろしく願います。何かうなずいたようですので、次の問題にいきたいと思います。

次は、ヤギ、羊の貸し出し制度についてなのですが、かなり難しいだろうというふうな内容の答弁でございました。それは、財政的に大変だろうとか、いろんな問題を考えれば何もやらないほうがいいわけですが、恐らくこれは、例えば羊が乾燥地帯を好むというのはよくわかるのですが、それによって土地を選んで、そういう羊を導入して除草をしてもらう、これを行うことによって、その地域、集落が物すごく私は活気が出ると思うのです。景観の問題もそうですし、あるいはアニマルセラピーの効果もあるだろうし、そしてヤギがいわゆる食肉として流通しな

いというような答弁もありました。だけれども、そういう地域で循環する地産地消の考えでいけば、私は恐らく「むつ市のうまいは日本一」の今現在農畜産物も水産物もありますけれども、それとはまた違ったいわゆる今はやりのB級グルメの開発だって、その地域の人たちが作り出す可能性だってあるわけです。ヤギの乳を使ったチーズにしても、それこそ栄養価の高いものですから、そういう地域の振興に、旧町村の特に山間地の集落の人たちの物すごい活力の源になるのだらうと、こう思うのです。ですから、やらないという前提でなくて、ぜひやるという前提で市長の地域おこしを含めた「むつ市のうまいは日本一」の一環として、ぜひこれを前向きに検討していただきたいと思うので、市長の答弁、もう一回願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど壇上でもお答えいたしましたように、ヤギは非常に市場性に乏しいというふうなことでございます。なるほどこれは例えば生乳をチーズにしていくとか、そういうふうなものでは、「むつ市のうまいは日本一」というふうなことで、産業おこしというふうな部分では非常に魅力のある部分ですが、それから場所、そういうふうなところで非常に課題があるということでございます。

また、耕作放棄地の問題、非常に私も頭を痛めておりまして、国の動向を見きわめながらというふうなことを答弁させていただきましたけれども、さまざまな部分で我々も研究をしております。例えば5年ローテーションで、こっちの部分では放牧をし、そしてこの5年間あいているときにはレタスをつくるとか、畑作物をつくるとか、そしてまた5年間でローテーションをしていくと、非常にいい商品が出てくると。そういうふうなとこ

ろも、昨年大臣賞とかさまざまな賞をもらった方、むつ市内においででございます。そういうふうなさまざまな情報を得ながら、これを研究していききたいと、こういうふうに思います。耕作放棄地を研究していききたいということでございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（澤藤一雄） 大畑の海浜公園の乾燥地帯の草地にヤギがいる風景というのは、すごくいいと思うので、あそこは乾燥地帯ですので、ぜひあの辺に2頭、3頭ヤギがいる風景を創出していただきたいのと、このように思います。よろしく願います。

それから、広葉樹の森づくりについては、ぜひ今の杉の木の間伐をきちんとやっていただくような方策、そして最初から針葉樹と広葉樹と一緒に植えるみたいなことにも補助金を出すとか、あるいは県の補助金に上乘せをするとか、ぜひ広葉樹の森づくりを頑張ってください。

そして、優良材というのはみんな混交林でできているのです。ヒバも杉もヒノキも。ですから、将来銘木となるような森づくりによりお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（村中徹也） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時15分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎新谷泰造議員

○議長（村中徹也） 次は、新谷泰造議員の登壇を求めます。3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 民主党の新谷泰造です。むつ市議会第206回定例会に当たり、通告の順に従い一般質問を行います。

国政は、ねじれ国会で混迷をきわめております。その中、去る10月末に東京のサンシャインシティ文化会館で事業仕分け第3弾が開催されましたので、見学に行ってきました。スーパー堤防事業はスーパー無駄遣いとして廃止され、無駄な事業の温床とされた特別会計の抜本的見直しが始まりました。新しい日本の始まり。菅直人首相には、支持率低下の中、逆境の今こそ薬害エイズの問題で官僚のうそを暴いた市民目線の鋭い切れ味のよさを取り戻し、真の改革者として自民党政権の50年の既得権域に切り込んで元気な日本をつくることを期待いたします。伸子夫人の「これからは本人が頑張るしかない」という突き放した言葉、態度には、二十数年前と変わっていないという懐かしさを感じたところであります。

ところで、去る12月7日、八戸市のプラザアーバンホールで前参議院議員の田名部匡省先生の旭日大綬賞の受勲祝賀会が開催されました。その際、石井一民主党副代表は、「自民党の政権は50年やってもだめだった、民主党は政権をとってまだ1年4カ月の赤ん坊だ。我々は反省すべきは反省しなければならない。間違ったところは素直に謝って改善しなければならない。民主党は自民党と違って必ず国民のための政治を実現する。もう少し長い目で見てほしい」と。

今こそ私は民主党のむつ下北支部の幹事長として、むつ市民のために、逃げない、ごまかさない、うそをつかない、道理を通し、責任ある政治を実現しなければならないと肝に銘じております。そして、むつ市において公平、公正でガラス張りの市政運営により、赤ん坊にも、高齢者にも、障害者にも優しく、思いやり、友愛のある市政を実現

し、夢と希望の持てる明るい楽しい社会をつくらなければならないと思うところであります。

むつ市民至上主義、市民の生活が一番大切、財政再建を優先させ、財政を健全化し、市民の福祉を充実すべきであるという立場から質問いたします。

まず、市長の政治姿勢について質問いたします。まず、市役所職員の採用の公平、公正について質問いたします。宮下市長は、今日までの答弁内容では、市役所職員の採用について不公平、不公正は一切生じ得ないというご所見であります。これに対し、私や問題意識のある市民の声は、今の市役所職員の採用制度では市長が自由に決められる専権事項による抜け道があり、不公正、不公平が生ずる可能性があるという立場であります。

そこで、いま一度宮下市長の市役所職員の採用について、不公平、不公正は一切生じ得ないというご所見の根拠をお伺いいたします。

次に、宮下市長の議会における答弁について質問いたします。宮下市長は、議会において一切の答弁拒否がないというご所見であります。これに対し、私や問題意識のある市民の声は、宮下市長には議会において答弁拒否があるという立場であります。

そこでお尋ねします。宮下市長の議会答弁についての考え方、ご所見をお伺いいたします。

次に、新聞報道によると、宮下市長の後援会連合会の会長に三上史雄氏が就任したとありますが、事実でしょうか。

次に、入札制度と談合、契約状況について質問いたします。宮下市長は、入札は適正かつ合理的に行われているという所見であります。これに対し、私や問題意識のある市民の声は、過去の入札において談合の疑いがあるという立場であります。そこでお尋ねします。いま一度入札は適正かつ合理的に行われているというご所見の根拠をお

伺いいたします。

次に、財政再建について質問いたします。財政再建について宮下市長は、順調に推移しているというご所見でございます。これに対し、私や問題意識のある市民の声は、上辺だけの財政再建であるという立場であります。そこでお尋ねします。今後の財政再建の見通しについて説明をお願いいたします。

次に、指定管理者制度について質問いたします。ウェルネスパークの指定管理について質問いたします。ドームの建物の耐用年数は何年か。耐用年数が経過した場合に、どのように処理するのか。処理費の見積もりは幾らか。

平成20年度に2,080万円の利益がありながら、平成21年度に前年度同様の1億1,450万円で契約した理由は何か。9,500万円程度で契約すべきではなかったのか。平成20年度の2,080万円の利益が平成21年度で400万円に減少した理由は何か。

平成20年度の山内土木の社員の統括管理者や施設の館長を含め7名の1人当たりの平均給料が年間340万円であるのに対し、コナミスポーツの社員の34名の指導員等の平均給料が年間170万円であるのはいかなる理由によるのか、説明をお願いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷泰造議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長の政治姿勢についてのご質問の第1点目、市役所職員の採用の公平、公正についてお答えいたします。職員の採用に関して、不公平、不公正は生じない根拠を示せとのご質問でございますが、むつ市議会第204回定例会においても同様のご質問がございましたので、その答弁と重複する部分があるかと思いますが、あらかじめご

了承いただきたいと存じます。

職員の採用試験については、1次試験の問題作成と採点処理を財団法人日本人事試験研究センターに委託しており、その採点結果をもとに成績順に上位の受験者から1次合格としております。2次試験については、面接試験と作文試験を課しており、私を除いた複数の評定員が採点し、あくまでも合計点の高い順から、その年の採用予定人数を踏まえ、総合的に勘案し、決定しているところでありますので、何ら不正の入り込む余地はないものと認識しております。

採用試験においては、公明正大であることは言うまでもないことでありますが、今年度から試験結果の通知に距離的な影響が生じないように、1次試験及び2次試験の合格者と採用試験の実施状況を市のホームページでも公表するとともに、本人から請求があった場合、その結果を開示することとしたところであり、今後においてもさらなる採用試験の公平、公正を担保する工夫を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、市長の答弁拒否についてお答えいたします。議会答弁の考え方、所見を伺うということではありますが、まず私は議員の皆様への答弁は、基本的に市民の皆様への答弁でもあるということをしっかりと意識して議会に臨んでおります。二元代表制のもと、市民の信託を受け、市民の代表としてご質問されている議員の皆様に対し、ご質問の趣旨を的確にとらえ、質問とずれがないように、またわかりやすい答弁となるよう、事前のヒアリングを徹底し、行政側の統一見解としてまとめ、真摯な答弁に努めております。過去に新谷泰造議員が答弁拒否として指摘された事柄につきましては、決して意図的に答弁拒否をしたということではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、私の政治姿勢についての第3点目、私の後援会連合会会長についてのお尋ねであります。去る11月14日に開催されました語る会におきまして、当日参加された方からのご提案を受け、後援会連合会が発足される運びとなり、会長に三上史雄氏が選任され、ご就任いただくものであります。

次に、ご質問の第4点目、入札制度と談合、契約状況についてお答えいたします。入札が適正かつ合理的に行われている根拠についてのご質問であります。現在地方公共団体で施行されている入札制度は、地方自治法に基づく制度として確立されており、当市における入札につきましても、地方自治法、むつ市契約規則等法令にのっとり、標準積算基準書や物価資料などをもとに適正に設定された予定価格に基づき実施されているところであります。特に談合防止対策として指名業者が一堂に会することを防ぐための現場説明会の廃止、官製談合など予定価格の漏えいを防止するための予定価格の事前公表、談合に関与した業者に対する制裁を強化するための指名停止期間の延長などの措置を講じており、その執行に当たりましては、適正かつ合理的に行われているものと認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、財政再建についてであります。財政再建の今後の見通しについてであります。議員もご承知のとおり、平成10年度より続いております赤字の計画的な解消を図るため、これまで赤字解消計画を策定し、財政再建に取り組んでいるところであります。赤字解消計画では、平成23年度の赤字解消を目標としておりまして、毎年の決算を踏まえたうえで順次計画の見直しを行っているところであります。今年度もさきの定例会でお示ししたとおり、平成21年度決算に基づいた計画の見直しを行い、平成21年度末における約7億3,000万円の累積赤字のうち、今年

度は約6億4,000万円の赤字解消を見込み、平成23年度には残り約9,000万円の赤字解消を図る計画となっておりますことから、引き続き内部経費の節減等に努めながら、赤字解消計画の達成に取り組んでまいり所存であります。

また、平成23年度以降につきましては、歳出において下北医療センターの3診療所の不良債務の解消とむつ総合病院に対する債務負担の履行、脇野沢地区廃棄物撤去経費等が見込まれているところでありまして、歳入においても平成26年度に財源措置のある有利な合併特例債の適用が終了し、平成27年度からは合併に伴う普通交付税の特例措置が段階的に減少することとなっております。

さらに、電源立地地域対策交付金についても、平成26年度以降減少することが想定されている等、財政課題が山積みしている状況にあり、今後も厳しい財政運営が続くものと考えております。したがって、平成23年度以降につきましても、このような財政課題にしっかりと取り組みながら、安定した財政運営を図るために中長期的な視点に立った計画を作成する必要があると考えておりまして、平成23年度中に赤字解消計画にかえて中長期的な財政運営計画を作成する予定でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ウェルネスパークの指定管理については、担当部長から答弁いたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 指定管理者制度についてのウェルネスパークの指定管理について、市長答弁に補足説明させていただきます。

新谷泰造議員のご質問の中で平成20年度に2,080万円の利益がありながらとのご発言がありましたが、2,080万円の数値は平成19年度の収支差額でございまして、平成20年度ではないものでございます。ですので、ここでは平成20年度を平成19年度としたうえでご説明させていただきます

す。

まず、ご質問の1点目、ドームの耐用年数についてでございますが、鉄筋コンクリート構造であることから50年でございます。屋根部分については、膜構造、テントと同じような構造となっており、耐用年数の規定はありませんが、東京ドームは今年22年経過してございますし、他の実績では37年を経過している建物もあります。

また、耐用年数が経過したときはどのように処理するのかとのご質問ですが、建物すべてに言えることではございますけれども、安全かつ長期間の使用ができるように、状況に応じて補修、改修が行われるものでございます。その際の修理費用については協定書に従い、市あるいは指定管理者が対応することとなっております。しもきた克雪ドームは、竣工から4年と新しく、耐用年数の経過後の処理及びその見積額は現在算出してございません。

ご質問の2点目、平成19年度に収益を上げているのに、平成21年度には同様の指定管理料としたのはなぜかとご質問ですが、指定管理者制度では、計画収入と計画支出の差額を指定管理料として年度協定で定めております。収益については、指定管理団体の経営努力での収益であり、翌年度、または翌々年度に精査するような制度ではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

ご質問の3点目、平成19年度の利益が2,080万円から平成21年度は400万円に減少した理由はなぜかとご質問ですが、指定管理者制度において、指定管理団体が管理運営するに当たっていろいろなノウハウがあるものと思います。そのノウハウにより利用者増加に努め、利用者の便宜を図ることを自主的に考え運営しているものであり、平成21年度は2団体のグループでの管理運営から1団体単独での指定管理へ移行した年でもあり、運営のノウハウが若干変わりましたことから、自主事

業における収入の減と支出においては備品の整備や営業費の増により収益が減少したものと聞いております。

4点目の平成20年度指定管理グループのおおのの1人当たりの人件費についてのご質問ですが、統括管理者や施設の館長を含めた7名の職員は雇用形態が月給または日給の職員になっており、週40時間、年間に直しますと2,080時間の勤務体制となっております。一方の運営に係る34名の職員は交代勤務により、1日においても4時間勤務あるいは6時間勤務とパートでの勤務体系となっている時給での運営スタッフも多く含まれており、1人当たりの労働時間数が異なりますことから、人件費においてもおのずと異なるものがございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 再質問につきましては、順位不同で質問させていただきます。

まず、市長の後援会連合会の会長について再質問させていただきます。まず、事実を確認させていただきます。宮下市長は、一部事務組合下北医療センターの管理者であります。三上史雄氏は医療法人章士会の理事長でありますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私は、一部事務組合下北医療センターの管理者であります。また、三上史雄氏は、医療法人章士会の理事長でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 章士会と下北医療センターは、大畑診療所について指定管理委託契約を締結しておりますが、指定管理委託契約を締結する際に、むつ市は大畑診療所の改修費として章士会に5,000万円を支出しておりますか。

○議長（村中徹也） 新谷泰造議員に申し上げます。下北医療センターについては、補助金、支出金以

外に質問できません。医療議会を尊重するためにむつ市議会でそういうふうになっております。中身については、医療議会で議論されております。補助金、支出金をむつ市が出しておりますから、その部分からはみ出ない質問をしてください。

なお、通告していない質問は、答弁者が答えるか答えないかは、承知のほどではありません。

3番。

○3番（新谷泰造） では、質問の方法を変えます。議会で5,000万円を議決しておりますか。

○議長（村中徹也） ですから、いいですか、むつ市から出ております補助金、支出金、負担金、その部分は質問できるということになっております。それで……

○3番（新谷泰造） では……

○議長（村中徹也） 話を最後まで聞きなさい。それで、質問要旨を見ますと、それは質問されていないように私は思います。ですから、あなたが質問しても、理事者が答えるか否かは保証するところではありません。

3番。

○3番（新谷泰造） わかりました。どうもありがとうございました。

質問の仕方をまた変えます。議会で5,000万円の支出を議決しましたが、その支出は大畑診療所の改修費として支出されておりますか。

○議長（村中徹也） 新谷泰造議員に申し上げます。一部事務組合の議案に関することは、むつ市議会では質問できません。これは、下北地域広域行政事務組合、消防議会でも一緒です。質問できるのは、むつ市から各一部事務組合に支出している補助金、繰出金等々の質問だけです。ですから、その中で、例えば一部事務組合下北医療センターがどこに幾ら出しているか、どの団体、どこに補助しているかという議論はできません。

3番。

○3番（新谷泰造） では、次の質問に移らせていただきます。

三上史雄氏は、社団法人むつ下北医師会の会長でありますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 社団法人むつ下北医師会会長でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 下北医療センターは、むつ下北医師会に対し、むつりハビリテーション病院の管理委託をしており、そして協定書の第4条において下北医療センターはむつ下北医師会に対し、むつりハビリテーション病院運営補助金を交付するものとされております。このむつりハビリテーション病院の運営補助金は、下北医療センターからむつ下北医師会に対し、平成20年に7,600万円、平成21年に5,200万円、合計1億2,800万円が補助されております。以上のように、宮下市長は下北医療センター、三上史雄氏は章士会、むつ下北医師会の各団体の長として、大畑診療所の改修費5,000万円、むつりハビリテーション病院の運営補助金1億2,800万円の合計1億7,800万円について、宮下市長は支払う側の下北医療センターの団体の長として、三上史雄氏は受け取る側の章士会のむつ下北医師会の団体の長としてお互いに利害の対立する関係にあります。

そこでお尋ねします。下北医療センターの管理者である宮下市長が1億7,000万円について利害の対立する章士会、むつ下北医師会の団体の長である三上史雄氏を宮下順一郎後援会連合会の会長とするのは政治倫理規範上いかなるものでしょうか。宮下市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど来から議長から下北医療センターについては差し控えるようにというふうなご指摘もございましたので、その部分は控

えさせていただきます。

また、後援会そのものにつきましては、私はこのように思います。会議規則は、たしか63条の中で、一般質問は市政の一般事務についての質問というふうなことになっております。後援会活動につきましては、当然新谷泰造議員も後援会があらうかと思えます。また、各議員におかれましてもそうだと思います。その部分については、宮下順一郎政務のほう、公務ではございません。政務のほうの政治的活動というふうな部分でございますので、この場ではなじまないものと、このように思うところであります。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 私は、政治規範上問題があると思うので、次の質問に移らせていただきます。

入札制度と談合、契約状況について再質問いたします。新聞報道によると、指名競争入札において落札率94%を超えると談合が推定されるとされております。過去の議会議事録によると、むつ市の指名競争入札において、平成16年ごろ克雪ドーム周辺外構整備工事の落札率95.23809%、これと同じく来さまい館の落札率も95.23809%と小数点以下5けたまで全く同様の落札率でした。これは、談合の疑いがあると思われます。宮下市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど新谷泰造議員は、壇上で、過去において談合があった旨というふうなお話をいたしました。ご発言をなさいました。これは、私はゆゆしき発言であると、このように思います。当市としては、そういうふうなものは、事実はないと、このように確信をいたしております。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 私は、談合の疑いがあると言っているのです、そこは正確に市長もご理解をお願い



いします。

それで、質問を続けます。平成18年4月から平成22年10月までの過去4年6カ月間の指名競争入札の落札率を調査しましたところ、約520件のうち、約400件が談合が推定される94%以上の落札率であります。すなわち、520件のうち4分の3以上の400件もが94%から99%の誤差5%の範囲内にある異常に高い落札率で、談合が推定される94%以上の落札率であります。これは、談合の疑いがあるのではないですか。宮下市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 疑いはないものと思っております。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 調査中ですが、現在確認できた同じ落札率のものが数件あります。

まず、96.60%の同じ落札率のものが4件あります。平成18年4月7日、平成19年9月28日、平成22年9月24日、平成22年10月21日の4件の落札率は96.60%の同じ落札率です。

次に、96.00%の同じ落札率のものが3件あります。平成18年5月23日、平成18年9月27日、平成20年7月15日の3件は96.00%の同じ落札率です。これらは、談合の推定される94%以上の落札率、談合の疑いがあると思われませんが、宮下市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 疑いはないものと思っております。

それから、94%、95%、96%というふうな数値を上げられましたけれども、談合が推定されるというふうなこと、推定の中でそういうふうな形でお話を進めていくというのは私はいかなるものかなと、このように思いますし、これはラジオを聞いている方々、市民の方々、非常に不信感を招く

というふうな思いをいたしております。また、その数字が94を超えれば談合と推定されるというふうな根拠というものを私は一切存じておりません。そういうふうなところ、ちょっと、なかなかお話についていけないところがあります。余りにも推測、推定、それがもっともっと進んでいきますと邪推というふうなことになるわけでございますので、十分ご発言には、私がこういうふうな立場でお話をする場面ではございませんけれども、そういうふうなところはご留意なされたほうがよろしいかと思えます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 今市長から意見がありましたので、意見に答えなければだめかなと思ひまして。私は、別に私の個人的意見で言っているわけではなくて、いわゆる新聞報道による情報と、新聞報道に94%は談合が推定される。私は、談合があるとは言っていない。疑いがあると。疑いと推定、だから疑いがあるという話をしているだけなのです。

では、次にいきます。同じ日に入札が行われ、落札率の誤差が少ないものが十数件あります。まず、平成20年12月8日のいわゆる本庁舎移転改修工事4件の落札率は94.63%から96.8%という誤差2.19%で、談合が推定される落札率94%です。さらに、平成22年4月30日の9件の落札率は、9件ですよ、その9件が91%から91.98%という、誤差0.98%という同じ日に行われた9件の落札の入札率は驚異的な小差、小さい誤差であります。これは、談合の疑いがあるのではないですか。宮下市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 発言中ですが、新谷泰造議員に申し上げます。興奮しないで冷静に、発言は慎重にしてください。と申しますのは、議会運営委員会で即座に発言の禁止と議場退場になることになっておりますので、発言は慎重にするようにし

てください。

市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど日本語についてさまざまなお指摘をいただきましたけれども、私も十分気をつけておりますけれども、先ほど壇上でもお話をいたしましたように、新谷泰造議員も市民の代表としてご発言をなさっているわけですので、私は真摯に答弁をしているわけでございます。そこで、\_\_\_\_\_というふうなご発言は、私を支持している方々に対する、またそういうふうな発言と、こういうふうにとらざるを得ませんので、私はここで、議場は議長の整理統括のもとでございましてけれども、いかなる発言かなと、こういうふうに思います。

ただいまの91%、それがかなり接近していると、それで談合の推定をしているわけなのですけれども、先ほど来94%、95%を超えるものは談合を推定すると、そういうふうな言い方をして、91%のことは全然触れていないわけです。ですから、先ほど新谷泰造議員が91%、ああ、これは談合を推定する件数ではないなと思っておりましたけれども、その91%も入るわけでしょうか。私からは、質問できませんけれども、非常にそういうふうなところの整合性が私はいかなるものかと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 済みません、私の先ほどの失礼な日本語という言葉は、できますれば取り消させていただきます。どうも申しわけございませんでした。

それで、私の今9件の件というのは、ここは94%と同じ落札率ですから、ちょっと別な観点から問題があるのではないですかという質問ですので。私は、今資料を提示して、私の立場から意見を言っているだけの話で、これは結局判断するのは市民でございまして、市長が言うとおりの。私もその

立場に立って発言しているという点では変わりありませんので、ご理解をお願いいたします。

では、市長はどのような場合に談合の疑いがあると思うわけですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） むつ市で行われている公共事業については、そういうふうなことはないものと、当然私は思っております。ちょっとおかしい、ちょっと変なご質問で、何を意図しているのかよくわかりませんが、非常にちょっと何か誘導、これは法廷の中ではよくあることだと思えますけれども、質問の仕方が非常に誘導しているというふうな形の中でとらえかねないご発言でございまして。私は、談合だなんて、質問の要点の中では「私は」、私とはというのは新谷泰造議員ですね、「私は過去の入札において談合が行われているものと認識している」と、先ほど何か壇上のほうでも、そういうふうには聞き及んだわけでございましてけれども、推定されているという部分があるかもわかりませんが、非常にそういうふうな決めつけの中で推定、推定、これが続いていきますと、もう邪推ということになるわけでございまして、ご発言には十分ご留意なされたほうがよろしいかと思っております。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） まず、最初の点で、私は談合の疑いがあると言っておりますので、その点だけは確認させていただきます。

談合については、見解の相違がありますので、ここで次の質問に移らせていただきます。

市役所職員の採用公平、公正について再質問いたします。私に対し、問題意識のある市民から、「泰造、おめ、例えばだ、職員5名の募集に対して50名の応募があって、最初の合格者の枠では10名だけ筆記試験の合格者としたとするべ。ところが、縁故採用しようとした縁故者だが、筆記試

験の成績が悪く、15番目だったので、合格者の枠の10名に入れねど縁故者が不合格になってしまった。このままだと面接試験も受けることができね。縁故採用もできね。終わってしまう。どうやってこの筆記試験の不合格者の縁故者に面接試験を受けさせて、最終的に合格させるかわかるか」と聞かれました。私は、「わがらね、魔法でもあるのか」と答えました。すると、問題意識のある市民は、「いいが、泰造、筆記試験の合格者を何名にするかは、市長が自由に決められる専権事項だべさ。へて、筆記試験の予定合格者の数も事前に発表してねえべ」。それまで聞いた私はぴんときて、「わがった、市長の専権事項の魔法を使うのか。筆記試験の予定合格者の数を事前に発表してねえがら、発表するまでは筆記試験の合格者の枠は市長が自由に決められる専権事項だ。発表してねえごどをいごどに、市長の専権事項の魔法を使って市長が筆記試験の合格者の枠を10名から20名にふやし、15番の縁故者を合格させて面接試験を受けさせ採用すればいいのか」と言いました。問題意識のある市民は、「ピンポーン、そのとおりだ。泰造、こつたらごどはやってねがら、想像に過ぎねえべ。へても、そつたらごどをできなくするのがおめえどの役目だべさ」と言われました。

そこで宮下市長にお尋ねいたします。今後の採用試験から市長が自由に決められる専権事項による採用試験の抜け道をなくし、公平、公正を期するため、筆記試験の合格者の数を事前に何名と決めて発表し、しかるべき第三者機関に合格を発表させるつもりはないか。市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 第三者機関に発表させるといふ、この意図はよくわかりませんが、今新谷泰造議員とその問題意識のある市民との会話なのでありますが、はあ、そういうふうなことが

よくお話しになるもんだなと、こういうふうに思いました。まさしく邪推、推測の中での会話をこのような公的な場所の議会という厳粛な場所、本当に厳粛な場所で、そういうふうなお話をご披露されて、そしてそれを責任をさまざまな場面で押しつけるというふうなこの部分においては、ちょっといかなご発言かなと思いますけれども。

任用の根本基準というふうなことがございまして、これは受験成績、勤務成績、その他の能力の実証に基づいて行わなければならないというふうな形で示されておられるわけでございますので、私どもは公平、公正にしっかりと取り組んでいるということでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 市長、人間が悪をなさずというならば、法律も警察も要らないわけです。権力の横暴を防ぎ市民の権利を守るのが法律です。私は事前に発表し、第三者機関に委託すべきだと思いますが、宮下市長の市政の公平、公正の限界ということと理解しまして、次の質問に移らせていただきます。

市長の答弁拒否について再質問いたします。まず、確認のためにむつ市がむつ総合病院に対する負担金を滞納している33億円はどのように扱われているのですか。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お尋ねについてでございますけれども、むつ総合病院の会計上では未収金というふうなことで計上されているというふうに承知してございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 前、議会で長期債務になっているという理解を、未収金から長期債務になっている、現在はむつ市がむつ総合病院から借りているという関係になっているという説明を受けた記憶があるのですけれども、その理解は間違ってい

るのでしょうか。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） それは、多分議員の思い違いではなかろうかというふうに思っています。

未収金の33億円部分につきましては、むつ総合病院のほうでは一時借入金でその不足分の処理をしているということになります。したがって、病院の事業のほうに、その一時借入金の利息負担というものが生ずることになりますので、これにつきましては別途一般会計が負担するというところで負担金にあわせて支出しているというふうなことで申し上げたというふうに記憶してございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） そうすると、平成27年度から返済を開始するという意味はどういう意味ですか。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 先ほど議員の一般質問のご答弁の中でもお答えいたしましたけれども、議員ご承知のとおり、市の財政も非常に厳しゅうございます。まず、市の赤字解消計画を、これ優先して解消するというので、それがどうか平成23年度に解消のめどがきつくと。その後いわゆる3診療所の今あります不良債務の解消を病院の改革プランに基づきまして、市のほうでもその分負担をふやしていくということです。その解消が図られましたら、続いてその33億円の債務を支払いして、その履行を図っていきたく、そういうことでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） では、この件については理解が違ふ点なので、次の質問に移らせていただきます。

財政再建について再質問いたします。むつ市の

現状を見れば、平成21年度末時点で一般会計の長期債務は350億円、前年度から22億円増加しております。さらに、実質的な赤字比率は隠れ赤字33億円を加算すると41億円、そして実質赤字比率は23%で、かの夕張市と同様、財政再建団体に該当するのであります。すなわち、むつ市は借金だけで預金もなく、借金返済のために自転車操業をしている状態なのです。

そこでお尋ねいたします。一般会計の長期債務350億円の見通しについて説明をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 長期債務につきましては、一般家庭で申し上げますと、いわゆるローンということでございます。これにつきましては、計画的に返済していくということになってございます。特に議員もご承知のことかと思っておりますけれども、むつ市につきましては、いわゆる標準的な財政規模に占める債務の割合というものをあらわす指標というのですか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める指標ということでは、実質公債費比率というふうな指標があるわけで、平成21年度はこれが19.8というふうなことになってございます。これが18.0を超えますと、議員ご承知のとおり、平成18年度から地方の公共団体の資金調達を自由に高めるというふうなねらいで制度化されました起債のいわゆる許可から同意という流れがむつ市の場合はできませんで、いまだに許可を受けているというふうな流れになってございます。

議員は、いわゆる今の33億円の隠れ借金云々というふうなことでのご指摘ございましたけれども、その33億円部分というのは、これは長期債務とはまた別な話でございます。その部分につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律でいきますと、将来に対する負担というふうな

部分で、将来負担比率のほうの算入になってございます。それにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律でもって350.0%、これを超えますとだめですよということになっておりますけれども、むつ市の場合は平成21年度末の数値が242.5であり、これは基準をクリアしておりますので、将来に向かって淡々と計画的にこの債務を解消していくということに尽きると思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 順調に返済していくということですが、新聞報道によりますと、宮下市長は10年以内にむつ総合病院の病棟建て替えを予定しているということですが、むつ総合病院の病棟の建て替え時には長期債務は100億円程度増加することはないのでですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） その計画はまだ具体的なものでございませぬので、全然想定しておりませぬ。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） では、次の質問に移らせていただきます。

ウェルネスパークの指定管理について再質問いたします。平成19年度に本事業の利益は710万円、自主事業の利益は1,370万円で、合計2,080万円の利益は1億1,500万円の指定管理料をもらい、原則として赤字になる危険もなく、さらに指定管理施設を無償で使用したうえでの利益である。不適切、不当な利益と思われませんが、宮下市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 指定管理制度については、議員ご承知のとおり、かかるべき経費がありまして、その分から利用収入を差し引いた分をその指定管理料として計上しているところでございます。それ以内でその指定管理者が維持管理を行う

と。加えて市民サービス、要は市民の利用者の増というふうな目線もございませぬけれども、その目線から自主事業をやっていただくこととなります。自主事業に関しては、指定管理料の算入には入っていないという部分でございませぬ。

今回の平成19年度の部分については、議員ご指摘のとおり700万円の指定管理料の収益がございませぬけれども、この収益に関しては指定管理の協定の中で、民間が行う利益の事業という部分において尊重するというふうな創意の部分、総則の部分がございませぬので、その趣旨ののっとなって利益を上げることについては、我々はそれについては協定の中ではきちんとうたわれているというふう

に解釈してございませぬ。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 平成19年度、自主事業について分析しますと、1年間で2,500万円を投資して1,370万円の利益が生じています。そして、指定管理施設を無償で使用したうえでの利益であるから適正な利益と言えるのですか。市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） この1,370万円の利益に関しては、企業努力によるものでございませぬ。プログラムのエアロビクスとか、ヨガとか、水中ウォーキングとか、いろんな60種類を超えるプログラムを考えまして、この部分について市民の方が、たくさんの方が利用したと、その部分から生じる利益というふうにご覧でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 基本協定書の中に指定管理者が利益を取得してもよいという直接明記した条項はないように思われますが、条項はあるのですか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 基本協定書の中に第2条、これは平成18年度から平成20年度の部分でござい

ますけれども、公共性及び民間事業の趣旨の尊重とございまして、その中に第2条第1項がウェルネスパークの条例の設置の目的に基づき管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分理解し、その趣旨を尊重すると、これが公共性の尊重とでございます。

2点目として、指定管理者による管理は利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されるものであることを十分理解し、その趣旨を尊重するというふうなうたっております。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） では、趣旨を理解して、直接の明記はないということで理解いいですね。

ある町の町長は、指定管理制度は本当に経費の節減となっているのか、雇用創出になっているのか、町の発展に寄与しているのか、根本的に見直す時期に来ているのではないかと感じておりました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、新谷泰造議員の質問を終わります。

午後2時30分まで暫時休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎発言の取り消し

○議長（村中徹也） 新谷泰造議員から、先ほどの一般質問中に不適切な表現があったため取り消したい旨の申し出がありました。

この際、お諮りいたします。新谷泰造議員からの発言の不適切な部分の取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、新谷泰造議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

### ◎中村正志議員

○議長（村中徹也） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。25番中村正志議員。

（25番 中村正志議員登壇）

○25番（中村正志） むつ未来会派の中村正志です。むつ市議会第206回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

質問の第1は、総合計画についてであります。民主党政府は、ことし3月5日、国と地方の協議の場設置法案や地域主権推進一括法案とともに地方自治法改正案を閣議決定いたしました。しかしながら、これらの法案はさきの通常国会、今般の臨時国会においても成立せず先送りとなりました。菅内閣での初の臨時国会においては、政府提出法案の成立率が過去10年間で最低の37.8%にとどまりました。これでは菅総理が掲げた有言実行内閣、熟議の国会にはほど遠い状態であり、民主党政権の機能不全と呼ばれても仕方がありません。

来年の通常国会に向けて国民の期待にこたえるべく政権の体制強化に努めていただきたいと強く願うものであります。今回先送りされた地方自治法改正案の中において、自治体の自主性、自立性発揮の観点から、市町村の基本構想、いわゆる総合計画の策定義務の撤廃が盛り込まれております。1969年の地方自治法改正で義務化されてから40年余り、これまで最上位計画と位置づけられてきた総合計画の策定義務撤廃により総合計画の意

義、そして自治体の計画行政がどのように変貌していくのか、地域主権への強い流れも加わり、今まさに総合計画そのものが岐路に立たされているものと私は感じております。我がむつ市においては、「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」という基本理念のもと、「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」、「市民参加による一体的な新しいまちづくり」、「人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり」の3つの基本方針を掲げております。また、これらを実現するため5年間の基本計画をつくり、各分野で取り組むべき施策等を総合的、体系的に示し、また3年間の実施計画においては財政面との整合性を図りながら、基本計画に示された目的を達成するために必要な事業を明らかにしています。

以上を踏まえまして、次の4点についてお尋ねをしております。

1点目、自治体における総合計画の意義、その位置づけについて市長のご所見をお伺いいたします。

2点目、地域主権への強い流れの中において、地域のことは地域が決める、財政事情を考えたあれも、これもではなく、あれかこれか、もしくはあれもこれもやめたうえで新しいことを行うといった選択が求められる状況においての地域主権時代の総合計画のあり方について市長のご所見をお伺いいたします。

3点目、私はさすがに今の臨時国会中には地方自治法改正法案が成立するものと思いき、今回の質問を準備しておりましたが、実際には改正法案は現時点では成立しておりません。しかしながら、これまでの流れを考えれば、間違いなく近いうちに来年の通常国会には成立するものと思っておりますので、ぜひお答え願いたいのでありますが、総合計画の策定義務の撤廃について市長のご所見をお伺いいたします。

4点目、総合計画が自治体行政において重要な役割を果たしている以上、俗に言われる絵にかいたもちにしてはならないものと思います。そこで、総合計画の実効性を担保するための自治体の仕組みづくりについて市長のご所見をお伺いいたします。

質問の第2は、自治体の危機管理についてであります。「災害は忘れたころにやってくる」とは古くから言われた言葉であります。今日においては「災害は忘れないうちにやってくる」というふうに言い換えることができるほど、毎年のように大規模災害のニュースを目にするようになりました。このように大きな災害や事故が多発するのを受けて、危機管理という表現がこの日本でも定着するようになりました。しかしながら、日本の自治体には危機管理に対して他の国には見られない固有の難題があります。それが自治体の危機管理対策を難しくしております。

国民の意識の国際的な比較調査によりますと、日本人は、えてして行政や政治に不信感を持つことが多く、また公務員に対しても強い不満を持つのが通例であるとの結果が報告されています。ところが、一方では将来の不安や大規模災害が起こったときはどうするのかとの問いになると、行政に頼るという回答が圧倒的に多くなります。つまりは、政府や行政を批判しながらも、結局は行政依存という日本人の一般的な姿がここにあります。これは、自治体の危機管理において極めて重要な意味を持っております。それは、日本人は110番や119番にかけるとパトカーや救急車などの緊急車両が間違いなく駆けつけるものと思っておりますが、阪神・淡路大震災の例でもわかるとおり、災害の規模が大きくなればなるほど公助は頼りにならないという現実があります。大規模災害では、パトカーも救急車も来ないのであります。

危機管理においては、自助が大原則であります。

ところが、公助に過剰依存してきた日本の住民には、それが理解されにくいようであります。自助意識の薄い住民に危機管理をどのように植えつけていくか、これが今後の大きな課題になっていくものと思われま

す。そこでお尋ねをしてみたいです。1点目、市民の自助意識の向上についてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

2点目、全国の自治体においては、行政と市民との協働と参画による防災力の向上に取り組んでいるようではありますが、むつ市において市民の協働と参画による防災力の向上についてはどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

我がむつ市では、現在むつ市地域防災計画が地震編、風水害等編、原子力編から成る立派な計画が策定されております。都市の危機管理の研究をしている関西学院大学の室崎教授の話によると、阪神・淡路大震災が投げかけた我が国の自治体の防災対策の問題点を一言で言えば、実効性がなかったということに尽きると言える。その実効性のなさは、計画内容そのものの不十分さと計画を実行するうえでの不十分さという2つの不十分さに起因していた。計画内容の不十分さというのは、重要度の高い対策が抜け落ちている。できもしない対策が書き込まれている。内容の見直しや更新がおろそかにされているといったことを指し、計画実行の不十分さというのは、訓練等で習熟を図ることをしていない、事業計画としての目標が設定されていない、対策実施の主体が明確になっていないといったことを指しているようであります。そこで、3点目として、防災計画の実行性の向上について、むつ市としてどのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

4点目として、災害の規模が大きくなればなるほど、一自治体だけでは対策をとれないことが起きてまいります。そこで、現在むつ市が結んでい

る災害協定についてお伺いをいたします。

以上、壇上からの1回目の質問とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、総合計画についての1点目、自治体における総合計画の意義とその位置づけについてであります。自治体運営の羅針盤として大きな役割を果たす市町村における総合計画につきましては、地方自治法第2条第4項にある「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」の規定に基づく基本構想を骨格に、一般的には下位計画として基本計画や実施計画により構成されるものであります。したがって、長期総合計画は目指すまちづくりの将来像を示し、その実現のための基本的な施策について、将来を見通した長期にわたる地域社会経営の基本を確立、推進するための最上位計画に当たるものであります。

むつ市長期総合計画につきましては、平成19年9月のむつ市議会第193回定例会において、平成19年度から平成28年度の10カ年を計画期間とする基本構想を御議決いただきましたが、平成19年度から平成23年度の5カ年を計画期間とする前期基本計画、そして毎年3カ年を計画期間にローリングしております実施計画により構成されているものであります。

次に、2点目の地域主権時代の総合計画のあり方についてであります。中村議員ご承知のとおり、現在国においては日本国憲法の理念のもと、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自ら



の判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするために、地域主権改革を推進しているところであり、国と地方の対等なパートナーシップが基本に据えられているものであります。

本年6月には、地域主権改革の推進を図るため、今後おおむね2ないし3年にわたる取り組み方針を明らかにした地域主権戦略大綱が閣議決定され、法令等による地方自治体への義務づけ、枠づけの見直しや市町村への権限移譲、ひもつき補助金の一括交付金化等を進めることとしておりますことから、基礎自治体である市町村の判断と責任はより大きくなってまいります。

このような状況から、地域主権時代の総合計画は市町村が自らの判断でまちづくり、行政運営を進めるための指針として、さらに重要度が増すものであり、市民協働、市民参画の理念のもとに、市民意見の的確な把握と反映を大前提に、二元代表制をなす市長と議会が切磋琢磨し、また協調しながら、市町村としての主体性、自立性を発揮することが求められ、複雑多様化する住民ニーズや時代の潮流をとらえた機動性、実効性のある計画を標榜すべきものと考えるところであります。

次に、3点目の総合計画策定義務の撤廃についてであります。総合計画の骨格となる基本構想策定義務の撤廃につきましては、その根拠となる地方自治法の一部改正法案が国会で継続審議中ではありますが、仮にこれが可決されましても、地域経済社会の変動の中にあって、真に住民の負託にこたえ、地域社会の経営の任務を適切に果たすために総合計画は引き続き必要であると考えており、平成24年度から5カ年を計画期間とする後期基本計画の策定に来年度着手する予定にあります。

次に、4点目の総合計画の実効性を担保するための自治体の仕組みづくりについてであります。総合計画の実施計画においては、上位の施策目標

の理念に沿いつつ、現況に即するように毎年度財政部局、事業主管課と議論、調整しながらローリングして策定しているものであり、予算編成においても指針として基軸に据えておりますことから、この限りにおいて実効性が担保されているものと思っております。

一方、計画の立案、実行後の評価検証の点では、現在施策調整、予算査定と別建てで行政評価制度があり、これらを有機的に関連づけていくことが課題であると認識しているところであります。今後国の進める地域主権改革の動向や社会、経済情報を見きわめつつ、この仕組みづくりに努力してまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、危機管理についてお答えいたします。まず、1点目の市民の自助意識の向上について及び2点目の市民の協働と参画による防災力の向上についてであります。それぞれ関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。

防災対策の基本は、住民一人一人が自分の命は自分で守る、いわゆる自助、地域住民が連携して自分たちの地域を守る、いわゆる共助、行政が災害に強い基盤整備を進める、いわゆる公助の3つであると言われております。大地震や大洪水のような大規模災害時には、建物の倒壊や火災、道路、橋りょう等の損壊が同時多発的に発生するほか、電話の不通や電気、ガス、水道等の使用不能等も発生し、消防機関等の活動が著しく制限されたり、対応がおくれたりする可能性があります。そのような中では、災害発生後、一定の間は地域住民の一人一人が自分たちの地域と自らの命は自分たちで守ることが重要で、そのためには出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当等の自主的な防災活動が必要となります。特に地域に住む高齢者等の災害時要援護者に対する現場でのきめ細かい支援活動

が災害を軽減するために重要なこととなってまいります。このため、これらの役割を担う組織として町内会や小学校の学区を単位とした住民、民生委員、児童委員、消防団員等で組織する自主防災組織が全国的に大きな広まりを見せております。

平成21年4月1日現在の全国の自主防災組織率は73.5%になっておりますが、本県は27%で、沖縄県に次いで全国で下から2番目に低い組織率となっております。さらに、本市においては婦人防火クラブが17団体組織されているのみで、自主防災組織の組織率はわずか6.1%となっております。このため市といたしましては、これまで危機意識の喚起と有事の際の備えとして防災ハザードマップを個別に配布する一方、町内会等の会合や研修会等を通じ、自主防災組織の必要性を説明してまいりましたが、今後とも市政だよりやさまざまな機会をとらえ、防災意識の普及啓蒙及び町内会を単位とした自主防災組織の結成促進を図りながら組織率の向上に努め、地域住民と行政が一体となって地域防災力の向上を図ってまいりたいと存じております。

次に、3点目の防災計画の実行性の向上についてであります。市では防災計画の実行性の向上を図るとともに、各種災害に対応するため自衛隊、警察、消防等の防災関係者や事業者、ボランティア団体等の多くのご参加をいただき、毎年総合防災訓練を実施しているところであります。また、原子力災害に備え、2年に1回南通り地区の7つの集落を対象に避難訓練を実施しております。今後は、総合防災訓練を継続して実施してまいりますとともに、私を初め県や関係行政機関等の職員で構成し、市の防災計画の作成及びその実施を推進する組織である防災会議等を活用し、各機関の連携等の防災体制等の達成度を点検してまいりたいと思います。

さらに、市職員に対しては、常に防災に対する

危機意識を持つよう指導はしているものの、徹底されていない面もあると思われまことから、個々の職員の災害対応能力の向上を図るため、総合防災訓練の中に職員の図上訓練を加え、各部署の担当事務を確認するとともに、個々の職員の役割分担についても確認し、平常時からの職員の防災危機意識の向上に努めてまいります。

次に、4点目の災害協定についてであります。近年全国各地で大規模自然災害が多発しており、多くの人命や財産が失われておりますが、大災害が発生した際の初期の対応として重要な被災者への食料、生活物資の供給、救援物資等の輸送、施設の復旧工事等を円滑に実施するためには、民間事業者を初めとした各種団体の協力が不可欠なものとなっております。このため、市では現在大災害に備え、行政機関や事業者等と24件の災害時応援協定を締結しております。今後さらに事業者等のご理解をいただきながら協定の範囲を広げ、災害への備えを強化してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、総合計画についてであります。今の市長の答弁によりますと、もし策定義務が撤廃されても、今後自治体運営をしていく中では総合計画というのは、その意味、重要性を増していくということで、今後ともつくり続けていくということですので、それに沿って質問をさせていただきたいと思います。

やはり、今自治基本条例がないむつ市におきましては、この総合計画というのが恐らく行政運営をしていく中での最上位の計画であろうと私は思っております。そうであるならば、もっと具体的なものであるべきであろうと。要は、何でもかんでも取り込んでしまうような計画ではなくて、も

っともっと実効性の高いものに今後はつくりかえていく必要があるであろうというふうに思っております。

そこで、それをやはりなし遂げるためには、幾らか改革といいたしめようか、工夫をしていかななくてはいけないと思うのですが、今どうしても自治体の運営に一番求められているのは事業の選択と集中であると思っております。財源の減少に伴いまして、事業の取捨選択は当然のことですが、やはり新たな事業を行おうとすると、その財源を確保するためにはこれまでの事業の削減でありますとか廃止を行っていかなくてはなりません。現場サイドから見れば、この作業というのは非常にしんどいものがあるのだろうなということとは推測されます。要はこのことは事務事業に優先順位をつけるという作業でございます。その優先順位のつけ方を現場サイドに任せるのではなくて、その総合計画の策定を通じて政策選択をしていくというふうなやり方が今後求められていくのではないかなというふうに感じております。そういうふうなことをきちんと総合計画の場でやっていきますと、毎年度の予算編成の過程で歳出の一律カットでありますとか、マイナスシーリングでありますとかといったこれまでの横並び的な予算の削減といったことも防げるのではないかなというふうに考えます。まず最初に、自治体の政策選択を明確にしていくための総合計画にしていくという考え方について、市長のご所見をお伺いしたいと思っております。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 長期総合計画、最上位計画の中で、もう選択と集中ということで順位をつけたいかがかというふうなご趣旨かと私受けとめましたけれども、そういうふうなことは、やはりある部分では必要かと思っております。しかしながら、そこでプライオリティー、優先順位をつけてしま

うというふうなことにいたしますと、さまざまな部分で夢と希望を、最上位計画でありますこの長期総合計画は、一つ大きな、非常に広い意味で夢と希望をこのむつ市で持ってもらうべくそのテーマを掲げていると、このように私は観念的な部分も非常に大きな役割を果たしているのではないかと。そこの段階で、当初から総合計画の中で順位をつけていくというふうなものは、それは下の下位計画の中で、議会のほうにお示しをしていながら、選択的にここの部分をやっていくのだと、集中してやっていくのだと、そういうふうな表示は必要かと思っておりますけれども、長期総合計画の中で、大きなテーマのもとでこれに向かって突き進んでいくというふうなのが私は最上位計画のあるべき姿ではないかなと、このように思っております。

その意味からして、下位計画の中で財政的な部分だとか、そういうふうなことを総合的にしんしゃくしながら実施計画、そういうふうな形をつくっていくのが私はよいのではないかなというふうな思いをいたしております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 総合計画におきまして、やはり市長が言われるとおり、夢というか、そういう示すべき方向性というのは非常に私も大事だと思いますが、この議場では、その下位計画の部分につきましては議決はできません。予算のときにそれやっているのではないと言われてしまえばそうなのでありますが、その部分でちょっとこの行政も議会も市民もそれに突き進んでいくという部分では、その下位計画の議決がないという部分ではちょっと私は弱いというふうに感じております。

市長がおっしゃられるとおり、なかなかそこまでは本当に難しいのだろうと思うのです。よくいろんな市民からの期間内でのいろんな要望があります。あるいは有力な支持者からの要望というよ

うなものもあるかもしれません。しかしながら、この計画をきちんとやっていく、実効性の高いものにしていくというのであれば、極端な言い方をすると、のっていないものはやらないというふうな原理原則を突くことができるのかどうか、これも非常に大事になってくると思いますし、また計画の一部変更をするに当たっても、その変更に対してきちんとしたルールづくりが明確であれば、これは何の問題もないと思うのです。方法としてはいろいろやり方があると思いますので、ぜひとも今後つくるときには、その部分研究をしていたきたいというふうな部分で今はとどめさせてもらいたいと思います。

もう一つ、総合計画につきまして、5年、5年の10年という期間でございます。これも私やはり今後の自治体、行政運営の中ではそぐわなくなっていくのではないかなというふうに考えております。それは何かといいますと、やはり市長の任期が4年ということでございます。市長がいろいろな公約、あるいはマニフェストを掲げ、それが支持を受けて当選する。やはりそこには市民の意思があると思うのです。市民の意見があると思うのです。その部分と総合計画というのは、やはりある程度整合性をとっていかなくてはいけないと思いますので、この総合計画の策定期間について、今5年、5年ではありますが、私は今後直していくのであれば、市長の任期に合わせた4年、4年の8年、あるいはもうちょっと長くて4年、4年、4年の12年とか、そういうふうな組み方がいいのではないかなというふうに思いますが、市長はどのようにお考えになりますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市長の任期と総合計画の計画期間、合わせたらいかがと、整合性を図るというふうな意味での、そういうふうなご意見でございましたけれども、これは複雑多様化してくる、

非常に日々変わってくる、1年ごとに変わってくるような経済情勢、またさまざまな形での対応もとっておかなければいけない。その意味からして中村議員のお話は、これは一つの考え方としては私は理解できるというふうに思うところであります。

また、一方で、この4年ごとに合わせていくというふうなことで、非常に長期的な目標というふうな部分、そういうふうなところも少し欠けてくるような部分があるのではないかと。やはりむつ市の発展というのはどなたが市長になろうとも、これは共通するところは、今は「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」と大きな一つのテーマの中でやっているわけでございます。これが総合計画が4年ごとに変わっていくというふうなことになりますと、非常に混乱を来してくる部分もあるのではないかと、このような思いを私はしております。

また、一方で4年ごとに市長がかわって、そしてまた任期途中で政策の変更、予算を組み替えるとかというふうなさまざまな手法もこれは認められているわけでございます。予算を凍結するとか、予算を減額するとかというふうな形で、その時々市長がやはりそういうふうなことを判断するべきでありますけれども、それを前もって4年ごとというふうなこともまた理解はできますけれども、いかがかなと。この部分については、十分私自身も研究をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 総合計画が4年というのは、ちょっと短いということではありますが、総合計画自体は8年でも12年でもいいのです。その下の基本計画が市長の任期に合わせた4年というスパンで回していくのが行政運営、あるいは市民の直近の民意というのを図ったうえでの施策の進め方と

しては合理的なのではないかなというふうに考えております。もちろん市長がかわったからといってむつ市の目指す姿が180度変わってしまうというようなことは絶対ないと思いますし、そのような方が当選するとは考えられませんので、そこはそれほど心配しなくてもいいのではないかなと思います。

今市長が、その部分を含めて研究してみたいということであります。ぜひ私は、任期は来年ですけども、その次あたりの、今の総合計画が終わるあたりにはぜひともそのような形で進んでいかれることを望みたいと思いますし、ぜひともそれに向けての研究をお願いしたいと思います。総合計画については、この程度にしておきます。

次に、自治体の危機管理についてであります、やはり危機管理、市長も述べられていましたとおり、基本は自助でございます。やはり自分のことは自分で守る、この意識をどうやって植えつけていくか、これが本当に大きな課題であろうと思います。そのあたりの問題が解決されれば、答弁の中にもありましたとおり、自主防災組織というのもどんどんふえていき、その活動がよりよいものになってくるのではないかなというふうに思っています。

この危機管理は、よく言われるのが四識と言われておりまして、意識、認識、知識、そして組織というふうな四識ということなのでありますが、この自助の意識を上げるためには最初の3つ、意識、認識、知識、この部分をどう住民の方にわかってもらうか、どう理解してもらうのか、これがやはり重要だと思います。その点についての考え方、もう一度お尋ねをしてみたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まさに中村議員今お話のように、意識から始まった四識というふうな部分、この部分はそのとおりだと思います。その部分

で、やはり全体的な形の中で危機管理、これを自助意識、この部分に私は帰着するのではないかと。自助、公助、共助というふうなこと。

公助については、今かなり進んできております、むつ市の体制は。その部分では、しっかりと先般の議会でオフサイトセンター及びそれに対する市の防災拠点施設を充実させていくと、そしてまた先般は社会福祉協議会等々を通じて、先般のチリ地震津波の際に毛布の手当てが非常に心細かった、そういうふうな部分で皆様方からさまざまご提供をいただき、そしてまた市としても対応いたしました。そういうふうな、少しずつではありますけれども、公助の部分、これをまずしっかり整えていくというふうなことは、間もなくほぼ完璧とは言いませんけれども、そういうふうな公助の部分については非常に大きな前進を、この前の轍を踏まないようにというふうなことで、大きな前進を私はしてきているのではないかと、このように思っております。

また、共助の部分、この部分も公助、共助、これは非常にミックスする部分なのですけれども、先般6月定例会で個人情報保護条例というふうなものも条例を御議決いただきまして、災害時弱者、この部分にどういうふうな形で公助をし、そして共助になっていくのかと、そういうふうなシステムづくり、これも今始めております。

そして、例えば先般の避難所、私も巡回をさせていただきました。お一人のお年寄りの方々、どうやって避難所に搬送するのか、その連絡体制はというふうなことは、この個人情報保護条例の一部改正を経まして情報提供、こういうふうなものもしっかりとやっていかなければいけない。そしてまた避難場所、避難をしていただいたものの、非常にその施設の部分で心もとない。寝たきりの方はどうするのか、そういうふうな部分につきましても、福祉避難所というふうな形で、これから

しっかりと契約をして受け入れ態勢をとってもらおうべく努力を重ねていきたいと。今のところ20事業所を超えるくらいの福祉避難所というふうな形でご提供していただくような状況になっております。つまり公助の部分をしっかりと重ねていながら、積み重ねていながら、そして共助の部分、その部分で地域コミュニティーを強化していくと。そして、一番最初災害が起きた時点では、自らを助ける自助の部分と、こういうふうなところの意識の向上、これに努めていきたいと。その共助の部分では地域防災組織、これらも現在出前講座等々で積極的にこの部分を今PRしているところでもありますので、どうぞ消防団の幹部でもあります中村議員にもまたお力、ご提言をいただきながら進めてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 公助については、着々と整備が進んでいるという話でございます。一般的な話として聞いてもらいたいのですが、これまでの防災計画というのは、対策としてやるべきことが羅列してあるだけで、それをいかに達成するかの方法は示されておらず、かつその達成度の評価も行われていないというふうな一般的な言われ方をしております。やはりこの防災計画を絵にかいたもちにしないためには、いかにこの計画、むつ市でいえば赤い本3冊にリアリティーを持たせるか、実行性の確保というのはやはり大きな課題である。そのためには、防災対策の達成度をやはり段階段階で評価、点検するようなことを実際に管理していかななくてはいけないというふうに思うのですが、今現在そのような取り組みというのはやられておるのでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 総合防災訓練等を通じて、この部分では防災訓練を実施するということが、そ

してその段取り、連絡網はどうかというふうなこと、そしてその終了後のチェックというのは中村議員ご指摘のように、チェックの部分がまだ十分ではないというふうな部分、私今お話を伺いまして感じました。今後総合防災訓練は、さまざまな組織の連携、そういうふうなもののある程度のところまでは到達していると思います。そして、訓練の後にそういうチェックをするというふうな、その部分で、少し欠けているようなところがなきにしもあらずだなというふうな今思いをいたしましたので、総合訓練を重ねるごとにチェックを重ねて、そして今後いざ何かあるかわからない今状況でありますので、そういうふうな部分に対しての備えを常にの精神をもっともっと行政としても力を注いでいきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） それでは、ちょっと具体的なことをお聞きしたいのですが、先ほど職員の防災意識の向上というふうなことも語られておりました。前段壇上でもお話ししましたとおり、住民は最終的には行政に頼ります。恐らく何かあったときにも市役所職員に頼ると思うのです。そうなったときに、主要な市長でありますとか、部長でありますとか、課長くらいまでは、ある程度何をやればいいのかというのは明確になっていると思うのです。そうではない、それよりも役職の下の職員の方々、まず最初は自分の身を守ってもらうことが大事ですし、家族の安全も守ってもらうことが大事です。それらが終わった後、さて、今、きょう大きな災害が起こったとき自分は何がやれる、その後によればいいのかというのをきちんと今現在理解しているのかどうか。多分ちょっと難しい部分があるのではないかなと思います。なので、そんなにきちきちとしたものでなくてもいいと思うのです。例えばあなたはこの地域の避難場所に

行って人数の把握をする係をやってくださいとか、そういうふうな役割を職員全員に与えておけば、いざ何かあったときに動きやすいのではないかと。より確実な防災計画にするために、最初の一步として、そういうことから始めてみたらどうかと思うのですが、現状とそれについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 実は、先ほどお話しいたしましたチリ地震津波の件でございました。手落ちがございました。この部分でさまざま私自身も反省もし、チェックもいたしました。まず、避難所に行って、私ですら職員の顔を、これだけの人数がおりますと、なかなか把握できないと。まず一つは腕章からつけようではないかと、こういうふうな本当に基本的なこと、そして防災訓練の際も市幹部はむつ市のマーク入りの帽子をかぶるとか、そういうふうなところ、訓練の場合は。そしてまた、現実に災害が起きそうな時点では、各避難所にはしっかりと腕章をまずつける、「むつ市職員」、「むつ市」とか、そういうふうな表示をすることがまず避難した方々に対して安心感を持たせるというふうな、そういうふうな基本的なチェックがなされておりました。そして、この前全般の、ことしの2月だったでしょうか、チリ地震津波のこのときに、そういうふうな手落ちがあったと。手落ちというよりも、もっともっと改善すべきところがあったと。そういうふうなところからまず始めました。そして、現在個々の職員、この役割分担、これについても確認をして、平常時から職員の防災危機意識、この向上には今努めているところでありますので、中村議員お話しのように、何の仕事をするべきか、災害が起きたとき。とにかく近くの集会所なり避難所、そういうふうなところに出向いて、しっかりと腕章をして、どういうふうな対応をしていくのかという

ふうなことは、フローチャートの中でしっかりとこれからも確認をさせていきたいと、このように思っています。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 自治体の危機管理というのは非常に対策の仕方が難しいものだと思いますが、恐らくこれが自治体の能力の総合力をあらわす一つのバロメーターにもなろうと思いますので、今後ともこの取り組みについては、いつ来るかわからないというふうな考えではなく、リアリティーを持った現実的な取り組みとして進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、中村正志議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月14日は目時睦男議員、鎌田ちよ子議員、工藤孝夫議員、浅利竹二郎議員、野呂泰喜議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時17分 散会